

木内建設(株)安全厳守事項 目次

01. 鉄筋加工吊り治具使用禁止
02. 鉄骨建方の安全作業
03. 外壁吹付作業時の飛散防止対策
04. 既設埋設配管の土砂等の流出防止対策
05. ローリングタワーの安全作業
06. 高所作業車【ブーム式】の安全作業
07. 高所作業車【垂直昇降式】の安全作業
08. バックホウの用途外使用の禁止
09. 高圧ガスボンベの固定方法
10. 【杵組足場以外】足場からの墜落・落下対策と点検実施
11. ディスクグラインダーの取り扱い
12. 差筋フック加工の徹底
13. 保護メガネ着用の徹底
14. 丸のこ等の使用基準
15. 鉄骨建方時の昇降設備について
16. 敷鉄板敷設作業における作業基準
17. 鉄骨階段踊場 安全手摺の設置基準
18. 工具類の落下防止の安全業務基準
19. 移動式クレーン機能付きバックホウの吊り荷走行基準
20. 建設業派遣法の厳守事項
21. トラックアジテーター車止め・操作者の安全帯使用
22. 運搬車両・通勤車両車止め・荷台作業安全帯使用
23. 仮囲い万能鋼板・フラットパネル設置基準
24. タワークレーン旋回規制掲示及び操作方法教育基準
25. 有機溶剤の取扱基準
26. 外部足場(防護柵) 解体時荷降ろしの降下口基準
27. 足場解体基準
28. 基礎工事昇降階段設置仕様基準
29. パイプ馬の吊上げ基準
30. 鋼製パレットの吊上げ基準
31. ワンウェイプレコンバックの使用基準
32. 荷役作業計画・手順書
33. LSE 昇降路ゲート設置基準
34. 社旗・安全衛生旗の掲揚方法について
35. 搬出入ゲートの振れ止めワイヤーの見える化
36. 有資格者の見える化・掲示基準

- 37. 二丁掛安全帯の使用業務作業
- 38. 墜落制止用器具の選定ルール
- 39. 【杵組足場】足場からの墜落・落下対策と点検実施
- 40. ロングジャッキベースは使用禁止
- 41. SDS の周知徹底
- 42. プラント U 管接続部ホース飛散防止養生
- 43. 高齢者はヘルメットに高齢者マークを貼り識別
- 44. 立ち馬・脚立足場の使用基準
- 45. 外部足場使用前の点検リスト
- 46. 防塵マスクの着用の徹底

01 鉄筋加工玉掛け吊治具使用禁止

木内建設 厳守事項

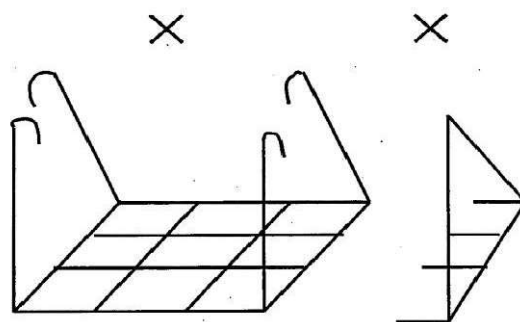
- ◆小物鉄筋材料荷揚げ用の鉄筋加工した玉掛け吊具は安全強度の確認及び荷揚げ時安定性が確保できない為運搬車両より荷下ろし後、鋼製パレットへの積み替え又は積込み面をシート養生したワイヤーモックにて玉掛け荷揚げとする。

※作業所で使用を確認の度指導・注意を呼び掛けているが無くならない事例



『鉄筋加工玉掛け吊具について』

下図のような鉄筋を加工した玉掛け吊具は、加工鉄筋の安全強度の確認が難しいので、**使用禁止**とします。



上図のような、鉄筋を加工した玉掛け吊具が見受けられますが、直接フック部分に玉掛けワイヤーを掛けた場合、はずれ止めがありません。仮に、フック部分を溶接で閉塞した場合でも、加工鉄筋の安全強度の確認が難しいため、使用禁止とします。

発信元	発信先	摘要
2001.10.1 技術本部 安全課	工事課・作業所 協力会社	安全衛生協議会で周知 掲示場所：事務所・詰所・休憩所 等 掲示期間：所長判断

02 鉄骨建て方の安全作業

鉄骨建方作業については、墜落災害・重機災害など重大な災害につながる危険が多くあります。過去の災害事例でも、安全設備の不備、不使用、決められた手順を守らない等が事故につながった例があり、今般 **木内建設厳守事項**として下記事項を定め重点管理することとしました。

木内建設 厳守事項

- ◆ 鉄骨建方事前会議を開催し、作業手順 安全設備等について、確認する。
- ◇ 建て方当日は現地にて、建て方業者担当者立ち合いにて手順の周知会を実施する。
- ◆ 建方時のはしごは専用のバンドで固定する。
- ◆ はしご使用時は設置された安全ブロックを必ず使用する。
- ◆ 鉄骨の組み立て等作業主任者は、その職務を認識し、作業の指揮・監視に専念する。
- ◆ 決められた合図を鉄骨作業時については、朝礼等で毎日確認する。
- ◆ 玉掛け者を識別し、有資格者以外の者に作業させない。

作業主任者は指揮・監視に専念

玉掛け者



玉掛け者を識別



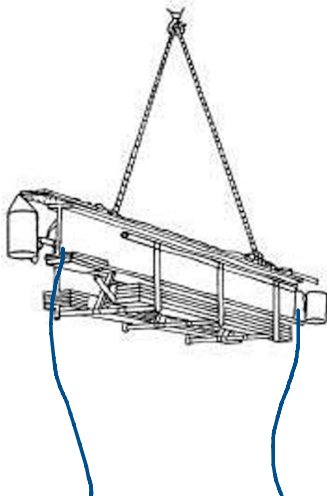
作業主任者



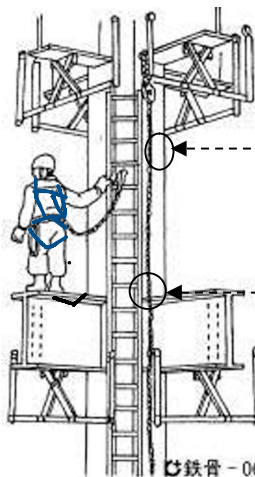
建築物等の鉄骨の組立て等
作業主任者の職務

1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏 名	
--------------	--



長物に付いては両側に
介錯ロープ取り付け



昇降時は安全ブロックを使用

昇降用はしごは専用バンドで固定

鉄骨-06

03 外壁塗装作業時の飛散防止対策

外壁吹付作業については、近隣家屋、駐車車両、樹木等に吹付け塗料が飛散しないよう、飛散養生、作業手順等十分に事前確認を行い作業を行わなければなりません。少しの不注意により塗料飛散事故が発生、莫大な費用を請求された事例が度々発生しています。今一度**木内建設厳守事項**として下記事項を定め重点管理することとしました。

木内建設 厳守事項

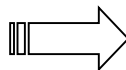
- ◆ 家屋・車両等への飛散の影響が大きい部位への吹付作業については、作業手順 養生方法等について施工要領書に特別に明記し確認する。
- ◆ 地上の平均風速が 5m/sec 以上の時は作業を中止する。(JASS23 吹付工事)
- ◆ 特に危険な部位については、養生シート 2 枚張及びパラペットと躯体間に養生を行う。
- ◆ 施工検討の早い段階で、吹付仕上げ → ローラー仕上げへの変更を検討する。
- ◆ 上記作業時については、監視者を選任し指揮・監視させる。

風速の目安

風速 (m/sec)	人への影響
地上 1.5m	
0.2～1.1	ようやく肌に感じる
1.2～2.5	顔面に風を感じる
2.6～4.1	髪が乱され、着物がひらひら動く
4.2～6.0 (中止)	砂埃が立ち、髪が激しく乱れる
6.1～8.2	体に風の力を強く感じる
8.3～15	傘の使用が難しくなる



ローラー仕上げに変更



指揮・監視人を選任

04 既設埋設配管への土砂等の流入防止対策

解体・杭及び土工事において既設の埋設配管（下水道管等）に土砂あるいはセメントミルク等が流入したり、詰まったりするトラブルが報告されています。解体工事または改修・新築工事着手前に関係する範囲の埋設物の調査を実施し、配管類については適正処理することを**木内建設厳守事項**として事故防止に努めることとします。

木内建設 厳守事項

- ◆ 解体工事着手前には、過去の履歴調査 及び現地調査を実施し、埋設物の確認を行う。
- ◆ 解体建物に接続されている配管類（上下水道管、ガス管等）については、事前に位置確認し必要に応じてキャップ等の塞ぎ措置を行う。
- ◆ 改修・新築工事においては、工事着手前に埋設物の確認を行い配管類が有る場合には、その末端を確認の上、必要に応じてキャップ等の塞ぎ措置を行う。
- ◆ 施工中は、既設埋設配管の状況を点検し、破損・土砂流入等の異常が認められた場合は速やかに対処する。

トラブル事例

既設配管内にセメントミルクが流入

配管内がセメントミルクで閉塞している



既製杭打設時に既設配管（下水道枝管）の養生が不十分であったため、セメントミルクが配管内に流入し、下水道本管まで詰まらせてしまった。



配管内から取り出したセメントミルクの塊

改善事例

既設建物解体前に建物に接続されていた既設配管の末端部にキャップをし、異物の流入を防止している。



既設配管末端部をキャップで塞ぐ



05 ローリングタワー(移動式足場)の安全作業

ローリングタワー(移動式足場)を使用しての作業において、人の墜落、転落及び物の落下等による災害、あるいはローリングタワーの転倒等による災害を防止するために、**木内建設厳守事項**を定め事故防止に努めると共に関係者への周知徹底を図ることとします。

木内建設 厳守事項

- ◆ 使用する材料は、原則としてローリング専用枠または枠組足場材 (W1200) とする。
- ◆ 全輪ストッパーを掛ける。(ストッパーにスプレー等でマーキング)
- ◆ 高さが3段以上の場合はアウトリガーの設置を行う。
- ◆ 作業床には手すり、巾木を設置する。
- ◆ 必ず昇降設備を設ける。作業床の高さが2段以上で昇降を外部から行う場合には安全ブロック等の墜落防止措置を施す。物を持って昇降する場合は必ず内部昇降とする。

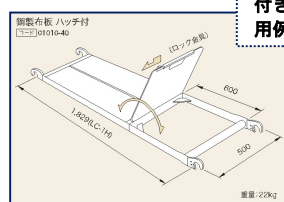
【作業時】

- ◆ 墜落静止用器具(フルハーネス型または、胴巻き型)を必ず使用する。
- ◆ 作業床では、はしご脚立等を使用しない。
- ◆ 最大積載荷重、厳守事項、使用会社名及び責任者名を表示する。

【移動時】

- ◆ 関係者以外の立入禁止措置を行う。
- ◆ 全輪のブレーキを解除する。
- ◆ 人や物を乗せて移動しない。
- ◆ 床面に段差が無いことを確認する。

使用上の 注意事項



作業床でのハッチ
付き鋼製布板の使
用例

【設置時】

- ◆ 使用材料は原則として専用枠または枠組足場材 (W1200)
- ◆ 全輪ストッパーを掛ける。(ストッパーにマーキング)
- ◆ 高さが3段以上の場合はアウトリガーの設置を行う。
- ◆ 作業床には手すり、巾木を設置する。
- ◆ 必ず昇降設備を設ける。作業床の高さが2段以上で昇降を外部から行う場合には安全ブロック等の墜落防止措置を施す。

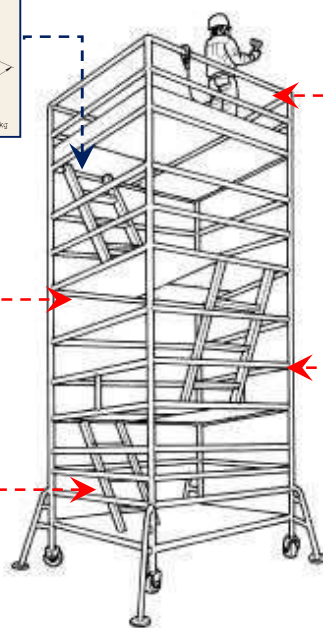
【作業時】

- ◆ 安全帯を必ず使用する。
- ◆ 作業床では、はしご脚立等を使用しない。
- ◆ 最大積載荷重、厳守事項、使用会社名及び責任者名を表示する。

【移動時】

- ◆ 関係者以外の立入禁止措置を行う。
- ◆ 全輪のブレーキを解除する。
- ◆ 人や物を乗せて移動しない。
- ◆ 床面に段差が無いことを確認する。

物を持って昇降する場合は
必ず内部昇降とする。



06 高所作業車(ブーム式)の安全作業

高所作業車(ブーム式)を使用しての作業において、他部材との接触、作業床からの墜落、転落及び物の落下等による災害、あるいは高所作業車の転倒等による災害を防止するために、**木内建設厳守事項**を定め事故防止に努めると共に関係者への周知徹底を図ることとします。

木内建設 厳守事項

◆高所作業車を運転・操作する場合は、必ず有資格者が行う。

作業床の高さが 10m以上の能力の高所作業車・・・技能講習修了者

作業床の高さが 10m未満の能力の高所作業車・・・特別教育修了者

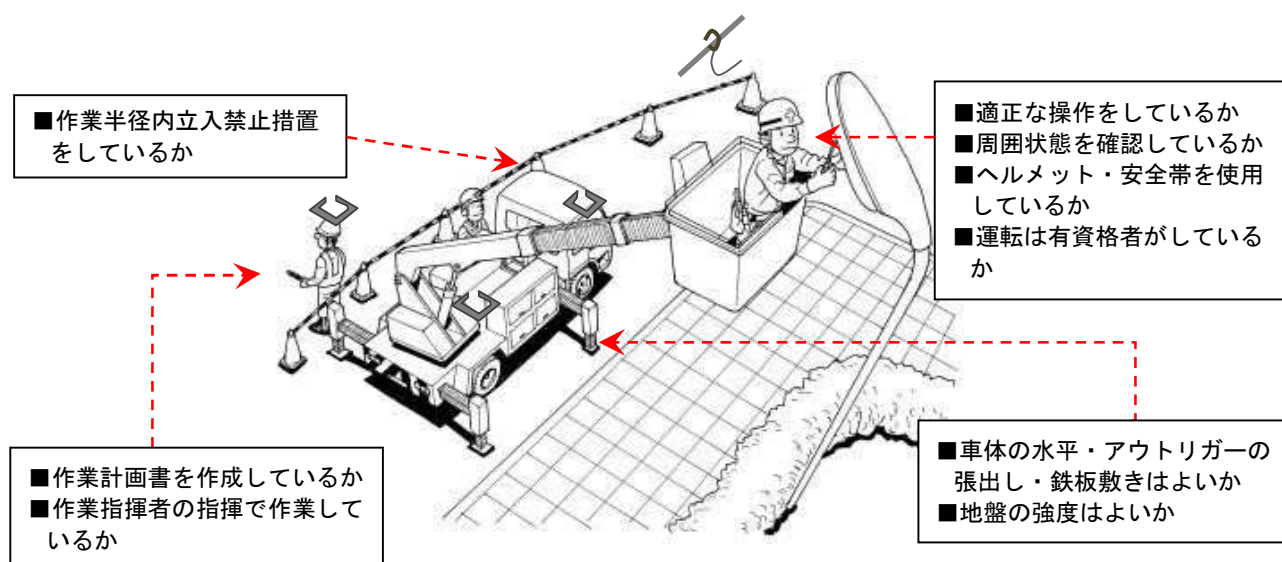
- ◆ 作業するに当たり、作業計画書を作成する。
- ◆ 作業においては、作業者とは別に作業指揮者を配置する。
- ◆ 作業する前に作業開始前点検を行う。

【設置時】

- ◆ 設置する際は、アウトリガーの張出し・鉄板敷き、車体の水平、地盤の状態を確認し、転倒の防止を行う。
- ◆ 作業範囲内への立入禁止措置を行う。
- ◆ 運転席から離れる場合は、作業床を最低降下位置に置き、ブレーキを掛けエンジンを切る。

【作業・移動時】

- ◆ 作業床以外のところに乗らない。また、作業時は墜落静止用器具(フルハーネス型または、胴巻き型)を必ず使用する。
- ◆ 作業床では、はしご脚立等を使用しない。
- ◆ 周囲の状況を確認してから作業を行う。 (空中接触の防止)
- ◆ 最大積載荷重、厳守事項、使用会社名及び責任者名を表示する。
- ◆ 移動する場合は、誘導者の合図に従って行う。
- ◆ 高所作業車以外の用途に使用しない。



07 高所作業車(垂直昇降式)の安全作業

高所作業車（垂直昇降式）を使用しての作業において、他部材との接触、作業床からの墜落、転落及び物の落下等による災害、あるいは高所作業車の転倒等による災害を防止するために、**木内建設厳守事項**を定め事故防止に努めると共に関係者への周知徹底を図ることとします。

木内建設 厳守事項

◆高所作業車を運転・操作する場合は、必ず有資格者が行う。

作業床の高さが10m以上の能力の高所作業車・・・技能講習修了者

作業床の高さが10m未満の能力の高所作業車・・・特別教育修了者

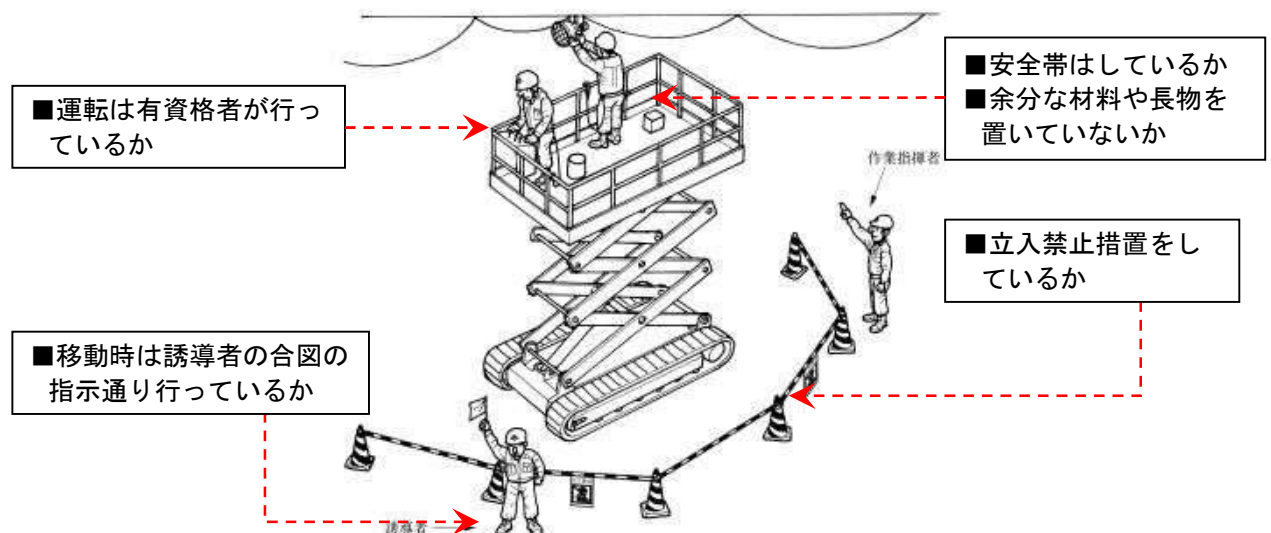
- ◆ 作業するに当たり、作業計画書を作成する。
- ◆ 作業においては、作業者とは別に作業指揮者を配置する。
- ◆ 作業する前に作業開始前点検を行う。

【設置時】

- ◆ 高所作業車は平坦で堅固な場所に設置する。
- ◆ 作業範囲内への立入禁止措置を行う。
- ◆ 運転席から離れる場合は、作業床を最低降下位置に置き、ブレーキを掛けエンジンを切る。

【作業・移動時】

- ◆ 作業床以外のところに乗らない。また、作業時は墜落静止用器具(フルハーネス型または胴巻き型)を必ず使用する。
- ◆ 作業床では、はしご脚立等を使用しない。余分な材料や長物を置かない。
- ◆ 周囲の状況を確認してから作業を行う。(空中接触の防止)
- ◆ 最大積載荷重、厳守事項、使用会社名及び責任者名を表示する。
- ◆ 移動する場合は、誘導者の合図に従って行う。
- ◆ 高所作業車以外の用途に使用しない。



08 バックホウの用途外使用の禁止

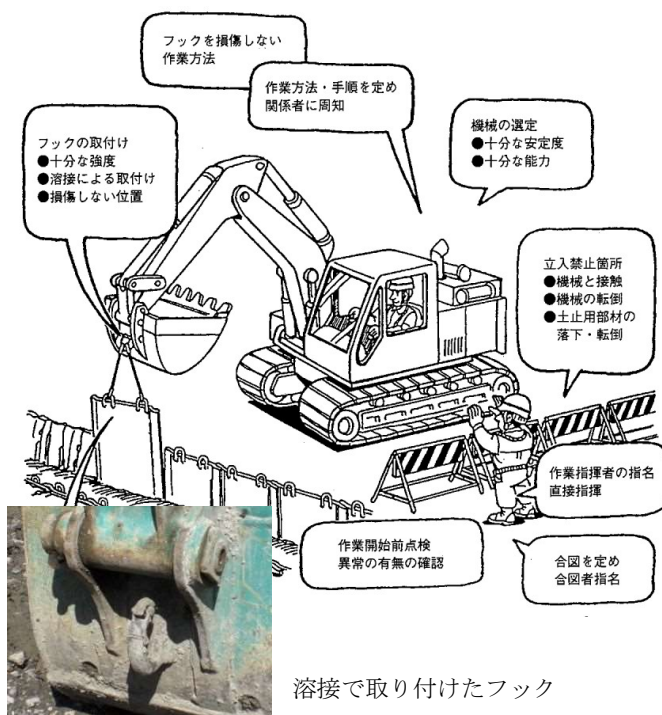
バックホウは本来掘削機械であり、くい打ちや資材の吊り上げ等に使用すべきではなく適正に使用する必要があります。バックホウの使用についての基準を明確にして**木内建設厳守事項**として定めますので、よく理解して作業計画を立案し、転倒事故の防止に役立てて下さい。

木内建設 厳守事項

- ◆ 資機材の吊り上げ作業はクレーン機能付バックホウで行う。
※吊り上げ荷重はクレーン能力による（3 t 未満）
- ◆ 作業の性質上やむを得ない場合、安全な作業の遂行上必要な時は吊り上げ作業可
※フック吊り上げ可能重量 バケット容量×1.8 t /㎡かつ 1 t まで
(鉄板等の吊り上げ不可)

【 バックホウでの吊り上げ使用制限 】

どんなに大きな機械でも吊荷重 1 t 以下



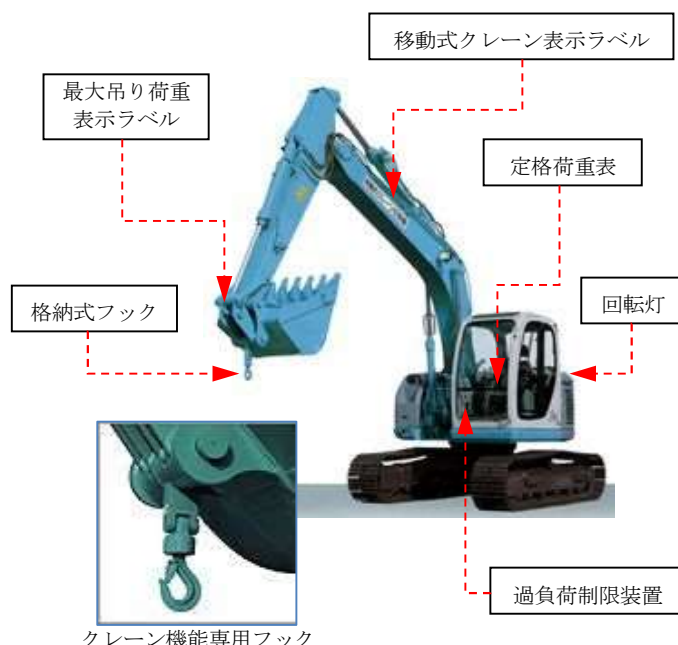
作業の性質上やむを得ない場合、安全な作業の遂行上必要な時とは

- ※ 掘削作業の一環としての一時的に土止め矢板などの吊り上げ作業
- ※ 作業場所が狭く、移動式クレーンが使用できない場合

【 クレーン機能付きバックホウ 】

荷の吊り上げ作業はクレーン機能付とする

【 現在広く使用されるようになっている 】



1. 小型移動式クレーン運転技能講習の修了必要
※クレーン運転士免許でも可能
2. 3 t 未満の移動式クレーンとして使用
3. 特定自主検査と移動式クレーンの定期自主検査の両方が必要
4. クレーンモードのスイッチを入れて作業
※クレーンモード外部表示灯付機種

09 高圧ガスボンベの固定方法

高圧ガスボンベの取り扱いにおいて、作業中あるいは地震時のボンベの転倒により怪我や周囲の損傷、ガスの流出などの危険性が高くボンベの固定は必要不可欠となります。しかし、その固定方法に

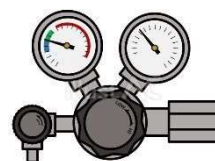
具体的な法的基準がないため作業所によってバラツキがあるのが現状です。そこで、**木内建設厳守事項**を設け、事故防止を図ることとします。

木内建設 厳守事項

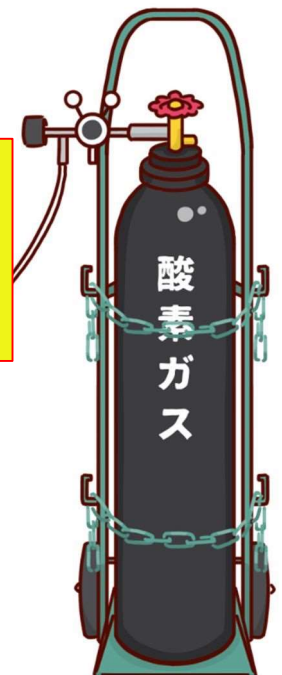
『高圧ガスボンベの固定方法』

- ◆ 空になったボンベ以外は横倒しにせず、柱・壁・架台に立てて置き固定すること。空のボンベを横倒しにする場合は、レギュレータを外し、転がり止めをすること。
- ◆ ボンベは、上下2ヶ所をチェーンや丈夫なバンド等を用いて固定すること。複数のボンベを並べる場合には総数をベルト固定し上下を固定すること。
- ◆ 金属製の架台に立てて置く場合には、架台は床又は壁等にチェーンや専用ベルトで固定すること。
- ◆ 屋外にボンベを置く場合は、ボンベカバー等を使用し常に40度以下となる様に直射日光を避けること。
- ◆ 高圧ガスを場内保管する場合、高圧酸素と可燃性ガス容器は区分して保管する。

ガスボンベ固定例（金属製架台）



作業中断・完了時は
レギュレーターを
取り外すこと



- <用途> 溶接用ボンベの保管台。
(酸素ボンベ3本、アセチレンボンベ3本収納)
- <特長> ○ コンパクトで自在キャスター付きなので移動が簡単。
○ 積載したまま吊り上げ可能です。

複数使用の場合
推奨

10 [枠組足場以外]足場からの墜落・落下対策と点検の実施

平成 21 年 6 月の労働安全衛生規則（足場等関係）施行により、足場からの墜落防止措置等の充実と足場の安全点検等の充実が図られました。この施行に伴い、**木内建設厳守事項**として定め、法令遵守と事故防止に努めると共に関係者への周知徹底を図りたいと思います。

木内建設 厳守事項

①[枠組足場以外の場合]足場からの墜落・物体の落下防止措置

◆ 足場外側には『手すり等』 + 『中さん』 + 『メッシュシート』を設置する。

※メッシュシートとは・・・仮設工業会認定品（防災 1 類）に限定する

◆ 足場内側には『手すり等』 + 『中さん』 + 『幅木』または『防網』を設置する。

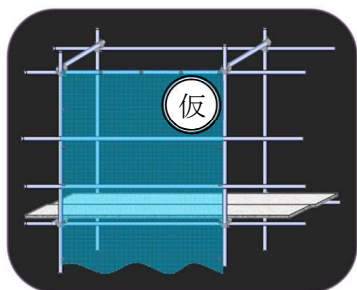
②足場の安全点検

◆ 足場を使用する全ての協力業者による『その日の作業開始前点検』を実施する。

◆ 元請と足場の組立て等作業主任者（下請）による『悪天候・地震または足場組立て等の後の点検』を実施する。

◆足場外側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
手すり等 +中さん	メッシュシート



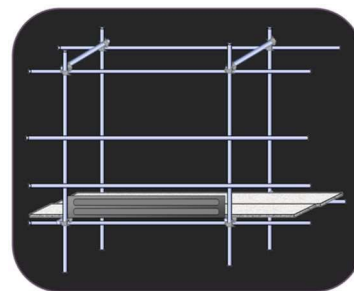
■ 足場外面にメッシュシート以外（グリーンネット等）を張る場合は、高さ 10 cm 以上の幅木が必要となる。

◆足場内側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
手すり等 +中さん	幅木

又は

墜落防止措置	物体の落下防止措置
手すり等 +中さん	防網



防網・・・原則 2 段毎設置又は 各フロアーレベル毎

『中さん高さ』・・・床から高さ 35cm 以上 50cm 以下

『手すり高さ』・・・床から高さ 85cm 以上

『幅木高さ』・・・床から高さ 10cm 以上

◆作業開始前の足場点検（使用者）

KYC・リスクアセスメント活動表									
作業内容		作業場所		実施日		年		月	
KYC・リスクアセスメント活動表									
記入箇所									

◆悪天候・地震または足場組立て等の後の点検（管理者・作業主任者）



管理者（元請）



作業主任者（下請）

足場等の点検チェックリスト	
点検項目	点検結果
1. 足場全体の構造	
2. 足場の設置場所	
3. 足場の基礎	
4. 足場の安全装置	
5. 足場の点検記録	

11 ディスクグラインダーの取り扱い

建設現場においてディスクグラインダーは日常的に使用される工具ですが、取り扱いが容易な反面、間違った使用方法によってすぐに事故につながる危険な工具とも言えます。そこで、その使用基準を改めて安全厳守化し正しい使用方法を理解した上で使用することにより、ヒューマンエラーによる事故防止を図ります。

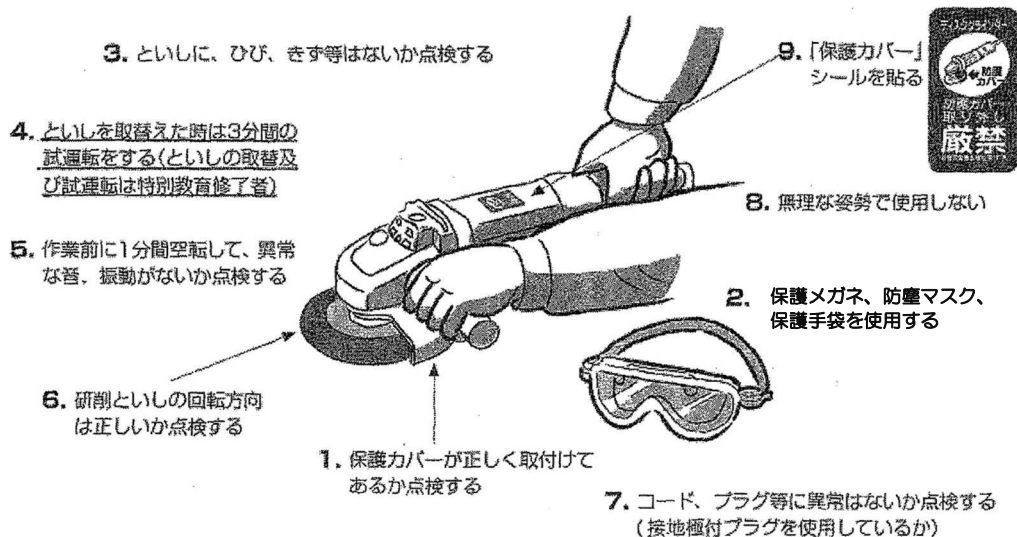
木内建設 厳守事項

『ディスクグラインダーの使用基準』

- ◆ 使用するコンセントのブレーカーを確認する。
- ◆ 防護カバーは絶対取り外さない。
- ◆ 不安定な姿勢、足元で作業しない。
- ◆ 工具は確実に保持して作業を行う。(スイッチを切らない限り回転し続けます。) サイドハンドル付はサイドハンドルをしっかりと付けて作業する。
- ◆ 使用前に砥石、刃の状況を点検する。(砥石の交換は有資格者が行う。)
- ◆ 使用前に周囲に引火物、傷付きやすいものがないか確認する。
高所作業の場合は、下に人がいないことを確認する。
- ◆ 使用時には1分間の試運転を行い、異常の有無を確認する。
- ◆ 保護具の適正使用(保護メガネ、防塵マスク、保護手袋 等)を確認する。
・・・軍手は使用禁止(巻き込まれ防止)
- ◆ 使用しないときは電源を切り、コンセントを抜く。
スイッチを入れたままで台や床に放置しない。

使用上の注意事項

※粉じんが、舞うので特に屋内作業は送風機等で換気を良くして下さい。



※ディスクグラインダーに丸のこ歯、チップソーの装着は厳禁

12 差筋フック付き加工の徹底

建設現場において鋭利な突起物は、つまづき・転倒・墜落等の際に重大事故の原因となります。その突起物の一つとして差筋が挙げられます。過去の事故事例にも差筋に刺さり重大事故となったケースがあります。この差筋による災害防止を図るため、その加工方法について原則**木内建設厳守事項**を下記の通り決めました。

木内建設 厳守事項

- ◆基礎、梁、床等から立ち上がっている差筋は、原則フック付き加工とする。
やむをえずフック付きの加工ができない場合は、キャップ・防護カバー等で必ず養生すること。

○ 良い例

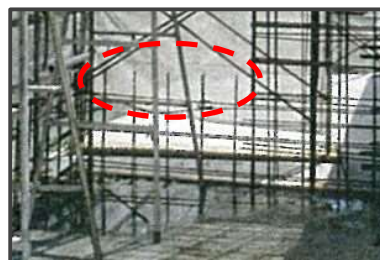
フック付きの例



キャップ・防護カバーの例



拡大写真



転倒・墜落時に差筋が刺さり重大事故につながる危険がある。

× 悪い例

養生無しの例



13 保護メガネの着用の徹底

解体作業時の木片、釘打ち抜き時の釘、鋼材切断中の鉄粉が目に入る等の事故があり、失明までには至っていませんが視力低下となる例がありました。これらの眼球損傷事故予防のために保護メガネの着用が必要です。木内建設で働く労働者の身を守るために、**木内建設厳守事項**として保護メガネの着用を定めることとしました。

木内建設 厳守事項

◆ 以下の作業では必ず保護メガネを着用する。

1. 解体作業
2. コンクリート打設作業
3. ガス溶接、溶断作業
4. 砥石を使用した金属カッターによる金属の切断作業
5. 研り作業
6. ケレン作業
7. サンダー掛け、サンダー研磨作業
8. 上向き作業（天井ビス止め、塗装等）
9. 釘打抜き機械作業（タッカー、釘）
10. コンクリート釘打ち作業
11. 型枠解体作業
12. チェーンソー作業
13. 草刈り機作業
14. 薬品を使用する作業
15. 石綿除去作業
16. 持込機械の取扱い説明書に保護メガネ装着表示のある作業

◆保護メガネの種類は、作業用途に適したものを着用する。

◆労働者が所持していない場合に備え、保護メガネを現場に備え付けておく。

○労働安全衛生規則第 593 条

事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

保護メガネ例

防護



1 眼形

防護・防塵



ゴーグル形

遮光



遮光メガネ

14 丸のこ等の使用基準

丸のこ等は、建設現場で広く使用されている便利な機械ですが、その反面丸のこ等の作業において毎年多数の労働災害が発生しており、その中には重篤な災害も含まれています。こうした繰返し型の災害を防止するため、その使用基準を改めてルール化し、正しい使用方法を理解した上で作業することにより、ヒューマンエラーによる事故防止を図ること。

木内建設安全厳守事項

『丸のこ等の使用基準』

- ◆ 安全カバーは絶対に取り外したり、固定したりしない。
- ◆ 使用前点検を実施し、異常の有無を確認する。（点検記録作成）
- ◆ 切断作業は、切断する材料に合った作業台を使用し、材料・工具は確実に固定・保持して作業を行う。
- ◆ 狭い場所、不安定な姿勢、足元で作業しない。上向き状態での使用禁止。
- ◆ 保護具の適正使用（保護メガネ、防塵マスク、保護手袋 等）を確認する。
※軍手は使用禁止（巻き込まれ防止）
- ◆ 使用しないときは電源を切り、コンセントを抜く。スイッチを入れたままで台や床に放置しない。

【推奨】丸のこ等を用いた作業に従事する者は、丸のこ等取扱作業従事者講習を受講する。（厚労省通達 基安発 0714 第 3 号より）

作業の悪い例・良い例



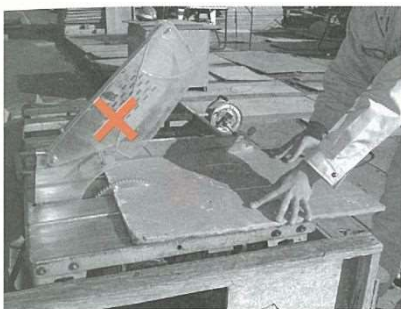
✕ 不安定な場所で使用している
※崩壊、転倒、身体裂傷の原因



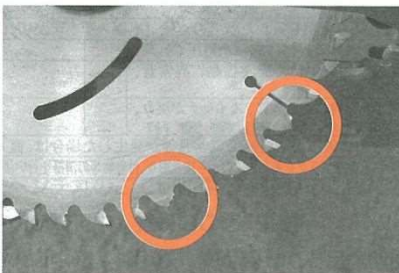
✕ 材料を手にとって切断している
※反発を起こし危険



✕ 軍手をして作業をしている
※軍手を巻き込まれる



✕ 接触予防装置のカバーを無効にしている
※のこ刃が身体に当たる



✕ 歯こぼれの例
※機材の破損・飛来、
反発の原因となる



○ 切断材料を安定した場所に置いて、
安定した姿勢で使用している

15 鉄骨建方時の昇降設備について

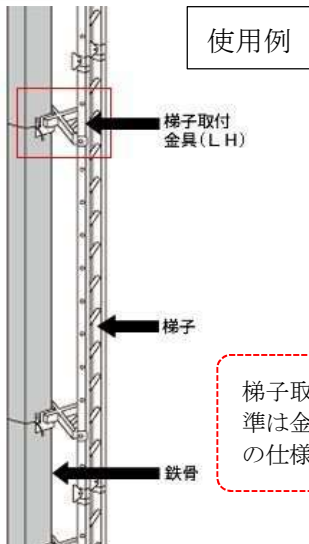
鉄骨建方時に昇降設備の固定不良、並びに安全ブロックの取付不備により墜落事故が発生したことを受け、再発防止を図ることを目的に梯子及び安全ブロック固定方法について**木内建設厳守事項**として定めることとしました。

木内建設 厳守事項

『鉄骨建方時の昇降設備』

- ◆ 吊上げ前に全ての柱部材には、鉄骨用梯子又は柱形状に合った専用金具を用いてアルミ梯子を取り付ける。（建方計画図に昇降設備を明記する。）
梯子は、梁天端よりも60cm以上突き出るように取り付ける。
- ◆ 梯子取付位置には墜落防止のため、安全ブロックを必ず取り付ける。
安全ブロックは、梯子に直接取り付けず、鉄骨柱の取付ピースにシャックル等で取り付ける。
- ◆ 鉄骨建方時に梯子にて昇降を行う際は、必ず安全ブロックを使用する。

梯子取付金具例（鉄骨口柱用）



使用例

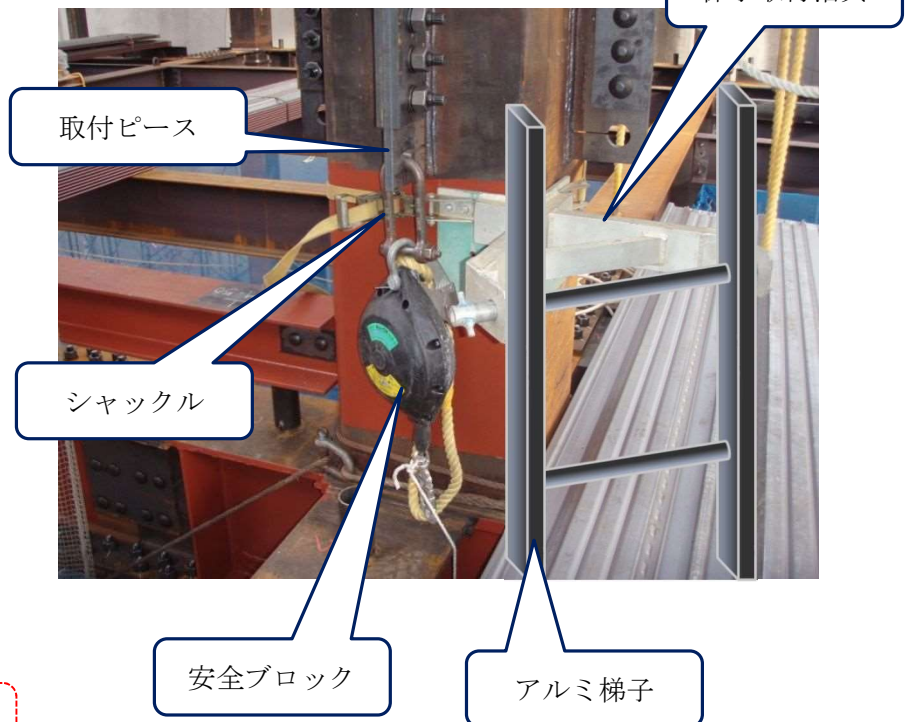
梯子取付金具（LH）

梯子

鉄骨

梯子取付方法・基準は金具メーカーの仕様に従う事。

安全ブロック取付例（鉄骨柱）



取付ピース

シャックル

安全ブロック

アルミ梯子

梯子取付治具

16 敷き鉄板敷設作業における安全基準

敷き鉄板敷設作業における4tユニック車の転倒事故が数例報告されている。その都度対策が取られてはいるものの繰り返し同様の事故が発生しており、中には重大事故につながった例もあることから、当該作業における4tユニック車の作業能力の周知や作業制限等を含む安全基準を**木内建設厳守事項**として定め、再発防止を図ることとします。

木内建設 厳守事項

- ◆ **5×20 敷き鉄板**（重量≒1.7t）敷設作業は、原則として10tユニック車または同等以上の性能を有する揚重機を使用して行う。**※4tユニック車は不可**
- ◆ **5×10 敷き鉄板**（重量≒0.85t）敷設作業は、4tユニック車の使用を可能とするが関係者にその作業能力を十分周知させて行うことを前提とする。
- ◆ クレーンの操作・玉掛け等の資格を要する作業は、必ず有資格者が行う。
- ◆ 敷設作業を行う際は、揚重機のアウトリガーを最大に張り出して作業を行う。
- ◆ 使用する重機・工具等は、必ず始業前点検を行い異常のないことを確認する。

■4tユニック車の性能（参考）

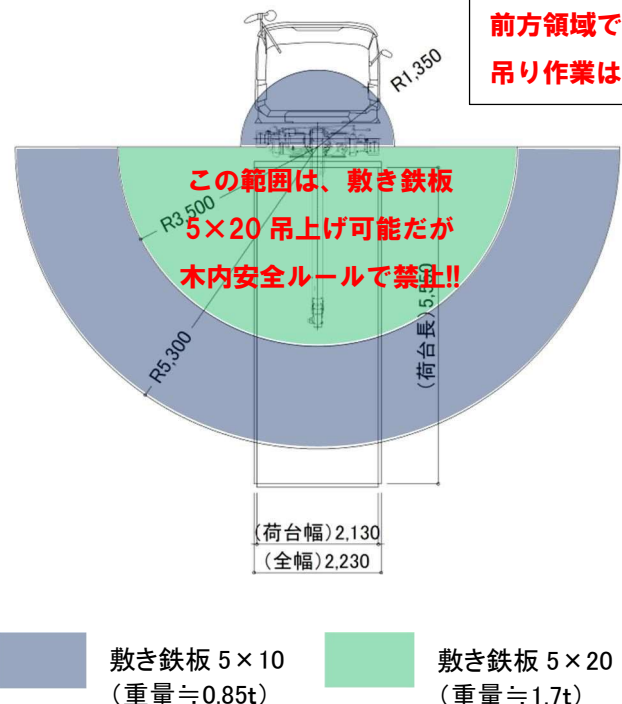
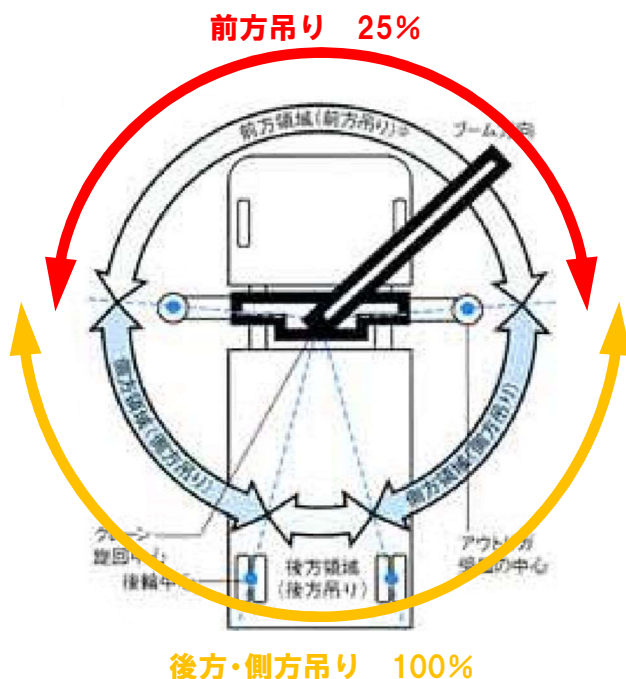
○ 吊方向による作業能力の低下

※前方吊りは後方・側方吊りの**1/4**の能力しかない!!

○空車時 敷き鉄板揚重可能範囲

（アウトリガー最大張り出し）

**4tユニック車では
前方領域での鉄板
吊り作業は不可**



■移動式クレーンの運転に必要な資格

	特別教育	技能講習	免許
吊り上げ荷重が0.5t以上1t未満の移動式クレーンの運転	○	○	○
吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転	×	○	○
吊り上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転	×	×	○

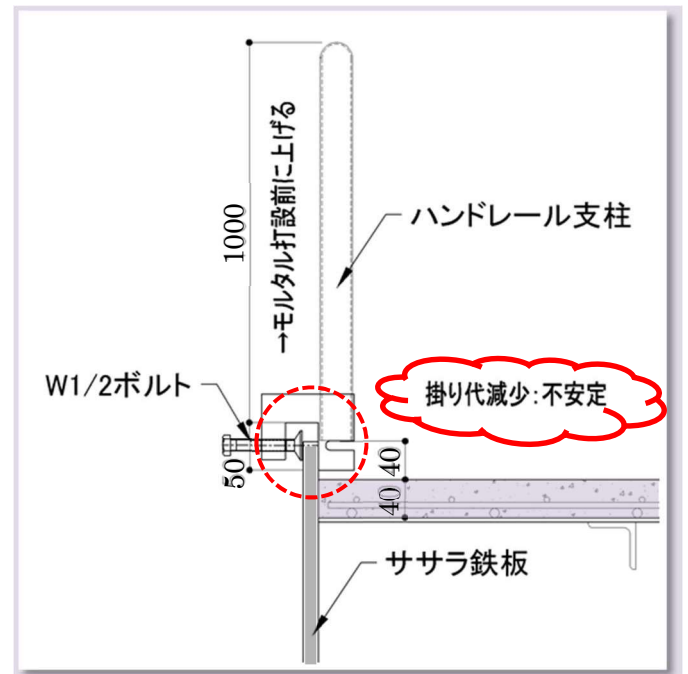
17 鉄骨階段踊場 仮設手摺の安全基準

内部鉄骨階段踊場に設置した仮設手摺の脱落による墜落事故が発生しました。この災害は、作業姿勢に問題もありますが設備不備・維持管理不足が原因の一つとして挙げられます。当社の責任も大きく重要事項と捉えると共に、他社でも同様の事例があることから鉄骨階段の仮設手摺の設置に関する安全基準を**木内建設厳守事項**として定め、再発防止を図ることとします。

木内建設 厳守事項

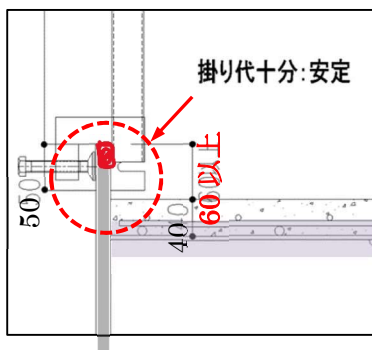
- ◆ 鉄骨階段踊場に設置する仮設手摺の構造、固定方法は強固なものとする。
(下記参照)
- ◆ 日々の安全巡視、設置・盛替え時に取付状況の確認を行う。

■ 事故発生状況

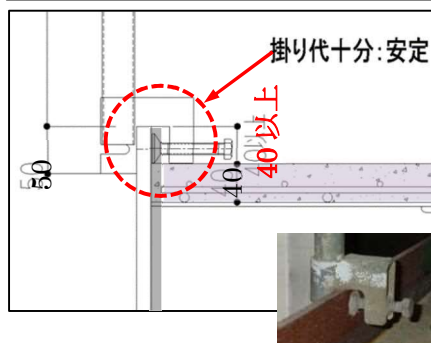


■ 改善策（例）

- ① ササラの高さを仕上げから 60 以上確保する。



- ② 階段手摺を逆使いする。
※ボルトが通路側となり通行に配慮する必要がある。



- ③ 既製品を使用せずに単管等で周辺鉄骨から支持する。



18 工具類の落下防止措置義務作業

当社において高所からの工具の落下事故が発生し幸いにも重大事故にはなりませんでした、
 一歩間違えれば第三者を含む重大事故につながる事例であり、過去にも同様の事故が発生している
 ことから再発防止対策を確立する必要があります。

飛来落下防止設備が不十分な外部での作業に対して工具類の落下防止措置を**木内建設厳守事項**と
 して義務付け、飛来落下災害防止を図ることとします。

木内建設 厳守事項 『工具類は安全コードで落下防止』

◆ 下記作業において工具類の落下防止措置を義務付ける。

指 定 作 業	協力業者	木内建設職員
①足場の組立・解体	鳶工	工事担当
②鉄骨建方 P C建方	建方鳶工 仮設鳶工 鉄骨本締工 鉄骨溶接工 デッキ工 墨出工	工事担当
③山留め・構台の組立・解体	鳶工	工事担当
④タワークレーン・仮設エレベーター 等の組立・解体	鳶工	工事担当 指導員
⑤立体駐車場、本設エレベーター等 の組立・解体	作業員	工事担当
⑥その他 飛来落下災害が懸念される 作業所長が定めた作業	作業員	工事担当

◆落下防止措置を施した工具類は、必ず始業前に点検を実施し不具合がないこと
 を確認する。

■対象工具類とは

- ・ラチェットレンチ
メガネレンチ
- ・スパナ、モンキー
- ・ハンマー
- ・番線カッター
- ・コンベックス
- ・インパクトレンチ
- ・インパクトソケット
- ・その他 作業所長が指定した工具

■落下防止措置 実施例



注意

使用前にフックやワイヤー等
 の緊結状況及び破損の有無を
 必ず確認すること。

19 移動式クレーン機能付きバックホウの吊り荷走行基準

【法令に関する実施事項】

- ①労働安全衛生規則（第 151 条の 3、第 155 条、第 164 条）の遵守
 - ②クレーン等安全規則（第 66 条の 2、第 69 条、第 70 条の 2、第 74 条、第 74 条の 2、第 218 条）
 - ③玉掛け作業の安全に係るガイドライン（厚生労働省）
- 他、該当法令、省令、条例等を厳守する事

【当社 安全研修会】

- ①2016 年の重篤災害（死亡災害）発生作業所の所轄監督署担当官による見解
移動式クレーン機能付きバックホウは、クレーン機能時はクレーンと認識してキャタピラ部はアウトリガーの解釈、メーカーカタログは許容する能力上の吊り荷走行可能基準であり『軟弱地盤面での走行』『平坦な場所』に裏付けされたものではないとの解釈から監督署から、吊り荷走行を禁じられたものです。

木内建設 厳守事項

- ◇法遵守に従い建設機械用途外使用の禁止
- ◇移動式クレーン機能付きバックホウは、吊り荷重＝定格荷重×0.8 とし、作業半径を守る。
- ◇移動式クレーン機能付きバックホウ走行路は、平坦な（水平な）路盤で軟弱地盤を所定の耐荷重に改良された路盤に 22mm 敷鉄板を走行路（キャタピラ幅下駄状でも良い）に敷き設し、メーカー一定格荷重曲線をみて可能な範囲（問題は 0.45 m³ バックホウで吊り荷重作業半径 3.0m で $1.4 \text{ t} \times 0.8 \leq 1.1 \text{ t}$ ）であれば吊り走行を認める。
- ◇3.3.3 運動の基本、合図の確認統一、作業員を半径内に入れない。
- ◇重量物の繊維ロープ、繊維ベルトでの吊上げは基本禁止
(但し、対象物重量の耐荷重が有り、JIS 認定品の新品で紫外線劣化を考慮した室内保管管理されたものは、廃棄基準を守って使用しても良いとしている)

【重篤災害の主要因】

建設機械用途外使用の他に外国製繊維ベルトで許容の吊荷重を大幅に超過した、繊維ベルト廃棄基準に準じた始業前点検を実施していない事も災害を重篤化した主要因です。また、有資格者による点検と指示を実施してください。

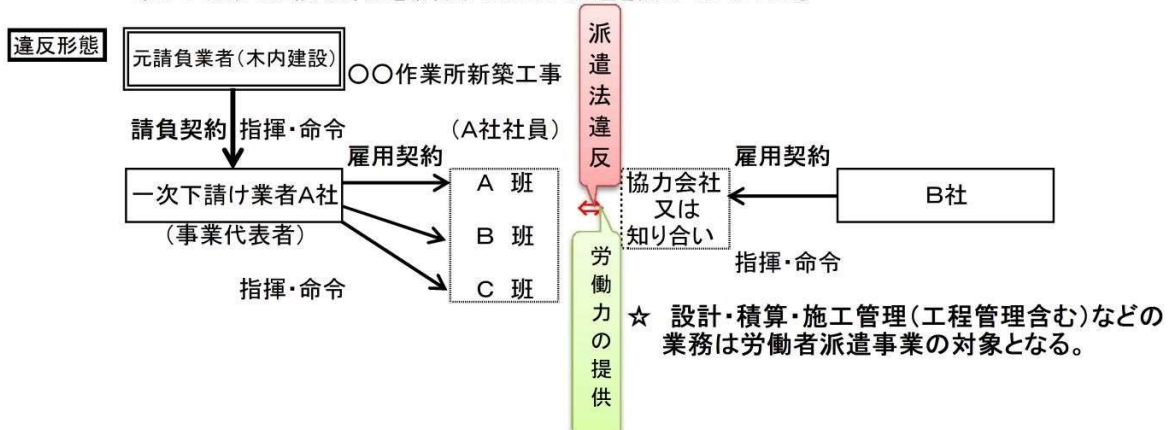
20 建設業派遣法の厳守事項（重層下請契約）

木内建設 厳守事項

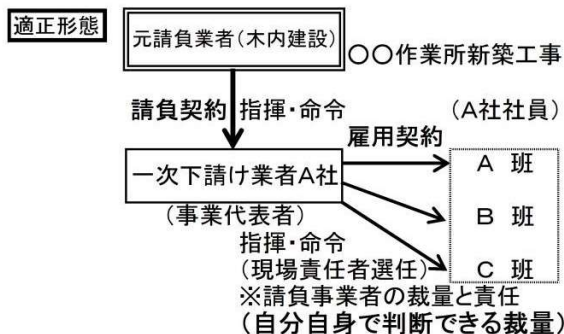
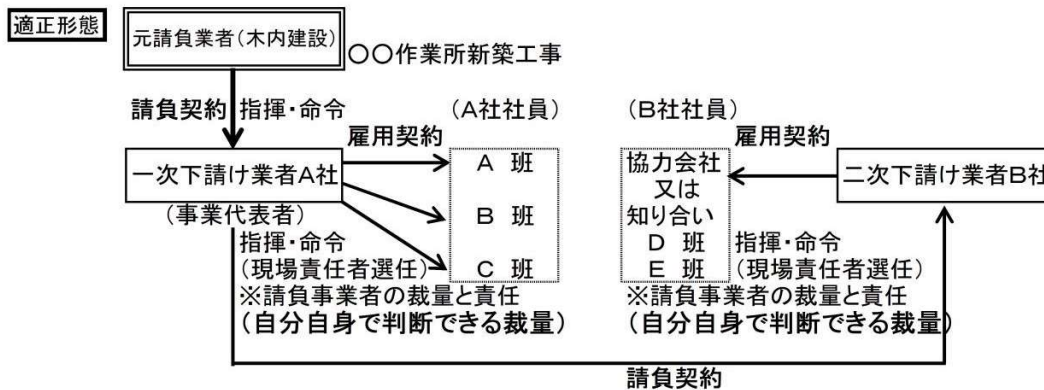
- ◆雇用主(事業主)と使用者が違う労働者の指揮命令の関係と作業安全や安全衛生に関する責任の所在を明確にする。

『建設業派遣法』

建設業は、元請・下請等の上から下への重なった関係があり、指揮命令関係もややこしくなります。その現場へ、雇用主と使用者が違う労働者が入るとさらにややこしくなり、指揮命令の関係はもとより、作業安全や労働衛生に関して責任の所在もあいまいになってきます。その不明確で危険な部分を排除するために派遣を認めています。



建設労働者の雇用の改善等に関する法律により、労働者を雇用する者と指揮命令する者が一致する請負という形態となるよう雇用関係の明確化を図るための措置が講じられている。



★ 一人親方(ひとりおやかた)
建設業などで労働者を雇用せずに自分自身と家族などだけで事業を行う事業主のこと。

請負契約
一人親方 労災保険の特別加入制度
一人親方は労働基準法上の労働者とはみなされない。

※請負事業者の裁量と責任

★ 労務に対して賃金が支払われているのではなく、仕事の完成に対して報酬が支払われているという概念
日当で雇われているとすれば、偽装請負となる。

21 トラックアジテーター車止め・操作者安全帯使用

木内建設 厳守事項

- ◆コンクリート運搬車（トラックアジテーター）場内搬入時及び道路上待機時、運転者が運転席を離れる場合運転席側前輪に輪留めをタイヤの前後2カ所で運転席側タイヤに設置し非常時の予防対策とする。
- ◆トラックアジテーター操作者は、高さ2.0m以上の高所作業時は、安衛則520条の法令により胴巻き型新構造規格品安全帯を使用すること。

※アジテーター車両以外も統一安全厳守とし、平坦な地盤に於いても輪留めを行う。

※アジテーター車両以外も高さ2.0m以上の作業床において法令を厳守する。



22 運搬車両・通勤車両車止め・荷台作業者安全带使用

木内建設 厳守事項

- ◆運搬車両の場内搬入時及び道路上待機時、運転者が運転席を離れる場合運転席側前輪に輪留めを前後2ヶ所設置し非常時の予防対策とする。
- ◆荷台等高さ2.0m以上の高所作業者は、安衛則520条の法令により墜落静止用器具取付設備を設置後、D管上部での安全带使用を徹底すること。
- ◇最大積載量2t以上の貨物自動車での荷台上作業において昇降設備は専用の昇降階段設備または昇降梯子を設置、また墜落対応型ヘルメットの着用を確認する。



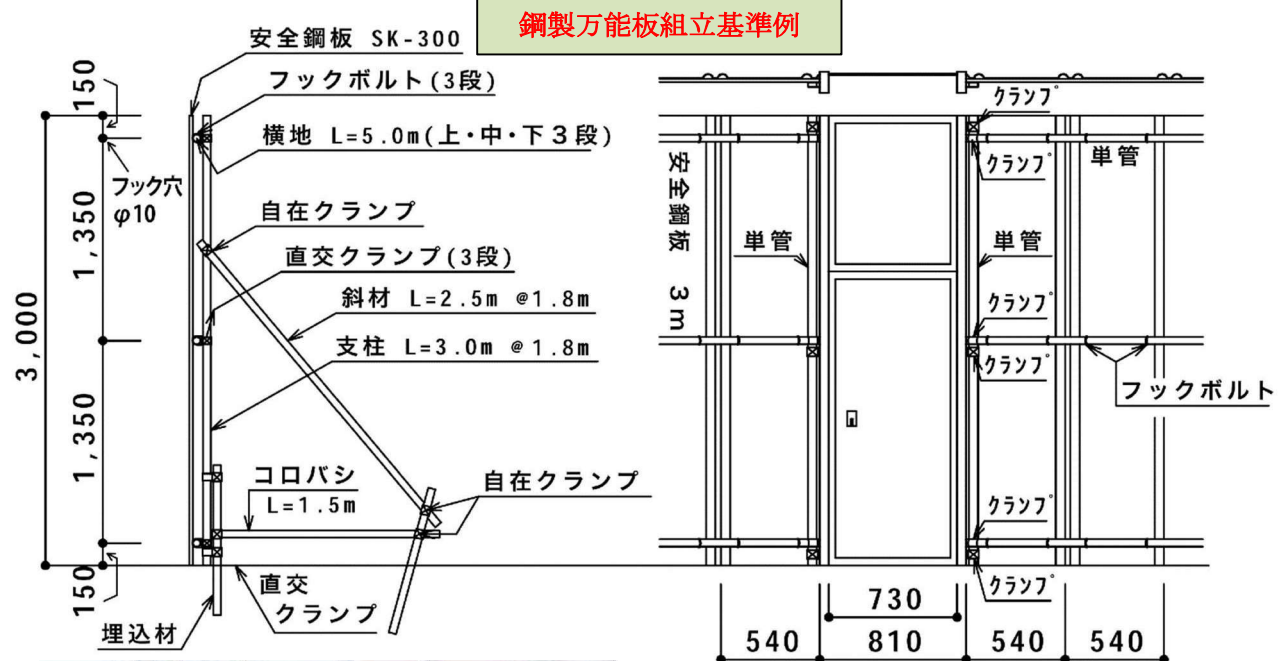
23 仮囲い万能鋼板・フラットパネル設置基準

木内建設 厳守事項

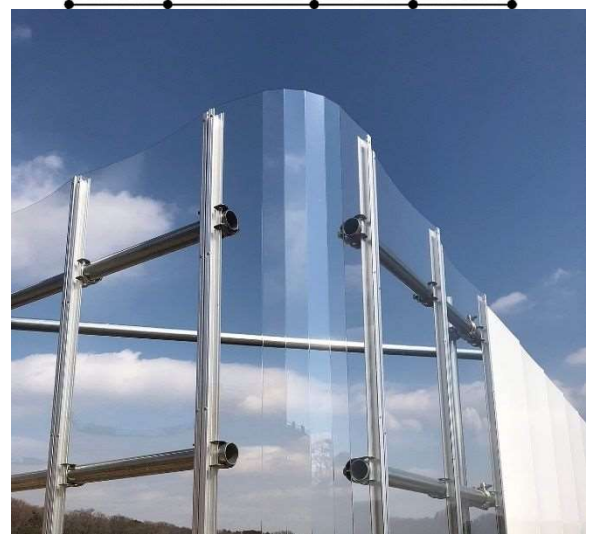
設計条件に合わせ計算することを基本とします。

・ 最大風速 $V=30\text{m/sec}$ ・ 速度圧 $q=56.25\text{kg/m}^2$ ・ 風力係数 $C=1.3$

基礎部の検討（単管打込み方式）＝パイプの根入れ長 $h \geq 0.9\text{m}$ 地盤支持力 $N=20\text{t/m}^2$



鋼製万能板 H 型鋼設置例



万能板コーナー透明パネル設置例

建築基準法施行令の、第 136 条の 2 の 20

木造の建築物で高さが 13m 若しくは軒の高さが 9m を超えるもの又は木造以外の建築物で 2 以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事（以下この章において「建築工事等」という。）を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面（その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面）からの高さが 1.8m 以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。

[工事期間中とはいつまでか。⇒ 第 3 者が現場内に入っても、危険な箇所がないような状態となるまで]

24 ターワークレーン巡回規制掲示及び操作方法教育等基準

木内建設 厳守事項

- ◆施工前計画検討会（SK会議）時に決定した、巡回規制範囲を図に解かり易く示し安全掲示板に掲示する。
 - ◆ターワークレーンの操作者は各工種毎の有資格者より任命し操作者一覧表にまとめ掲示し任命者以外の操作はしない。
 - ◆ターワークレーン建方時リース会社による操作説明を書面にて職員及び各職有資格者は教育を受けその後の入場業者の操作者へは、木内建設で教育を受けた職員にて教育を実施する。
- ※吊り荷重は、許容定格荷重の0.8掛けとし目安となる一覧表を作成し掲示する。

クレーン取扱責任者

・操作は有資格者（正か副）限定！（資格者不在の場合は操作禁止！）

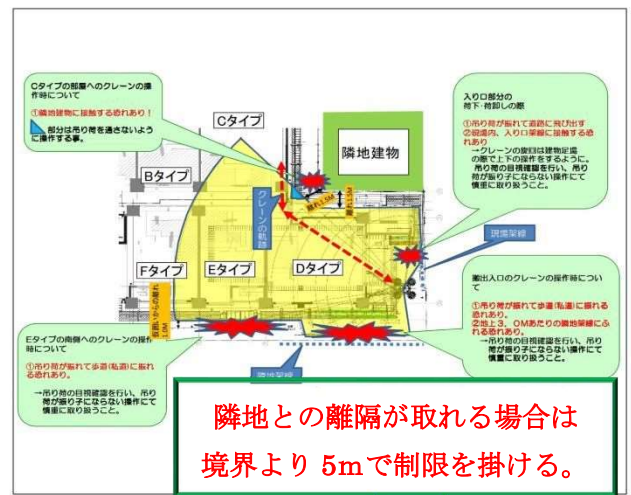
・未使用時は45度以下に伏せフックを最上部まで巻き上げ！

- ・始業前点検の実施！
- ・人払いの徹底！
- ・介錯ロープの使用！両側で押える事！
- ・巡回時、周囲建物接触注意！
- ・リモコンは指定の置場に戻す！
- ・ワイヤーの始業前点検も忘れずに！
- ・ワイヤーは各自管理！



業者名	正	副
鷹工	〇〇〇〇	〇〇〇〇
鉄筋工	〇〇〇〇	〇〇〇〇
型枠工	〇〇〇〇	〇〇〇〇
解体工	〇〇〇〇	〇〇〇〇

その他の業者は木内建設職員の確認を得たもののみ運転を許可します！



御客様各位

クレーン 取扱上の注意 (お使いになる前に)

三成研機株式会社

1 一般注意事項

- クレーン運転免許取得者、及び安全の為の特別教育を受けた人以外は、絶対に運転させないで下さい。
.....クレーン則 第21、22条
- 強風の為、クレーンに係る作業によって危険が予想されるときは、作業を中止して下さい。
(強風とは、10分間の平均風速10m/sec以上)クレーン則 第31条の2
- 制限荷重は必ず守って下さい。
.....クレーン則 第23条
- 操作は合図を確認してから行って下さい。

HANDY WORKER 操作方法



《操作方法》

- 制動器の非常停止部を上引き上げて、開始/警報灯を1秒間押すとPOWERランプが点灯し、状況表示ランプが電池残量(※・※・※)を表示するとクレーン制動器の主回路のマグネットがONします。
この状態で無操作の運転待機状態になります。
- 運転待機状態で、制動器の操作押印(上・下・起・伏・左・右)を押すとクレーンが動きます。
操作中は、制動器上部のPOWERランプが一段階操作で点灯・二段階操作で点滅します。
★下記の状態では運転待機状態になりません。
制動器の非常停止押印が押されている場合は、非常停止が作動しているので非常停止部を上引き上げて下さい。
- クレーンの運転を終了する場合は、一時停止部又は非常停止部を押す。

25 有機溶剤取扱い基準

木内建設 厳守事項

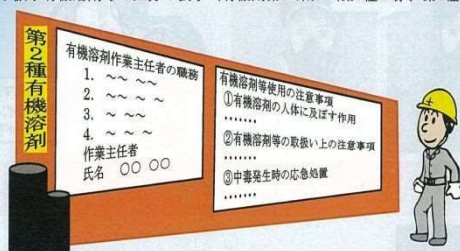
木内建設(株)作業所における有機溶剤取扱い厳守事項について

- ①取扱い製品のSDS（安全データシート）を整備しておく。
- ②リスクアセスメント等の実施体制等を整備し担当者を指名する。
- ③統括管理者はリスクアセスメント実施状況を看視する。
- ④化学物質管理者など必要な能力・知見を有する者にリスクアセスメント等の実施に関する技術的業務を行わせる。
- ⑤リスクアセスメント等の担当者に必要な教育を受講させる。
- ⑥ピット以外の作業（有機則第9条）
全体有機溶剤消費量計画書を作成し、手順を周知する。
窓及び扉を開放し、全体換気装置を稼働させる。
適正な保護具を使用する。
- ⑦ピット内作業、地下室の作業（有機則第1条2項）
全体有機溶剤消費量計画書を作成し、手順を周知する事
全体換気装置を稼働させる。
酸素濃度 18%以上の環境で、国家検定防毒マスクを携帯し適正な保護具を使用する。
- ⑧有機溶剤作業主任者の職務と主任者の掲示（有機則第19条の2）
- ⑨鍵付き保管容器及び保管場所の掲示（有機則第35条）
- ⑩有機溶剤危険性の掲示（有機則第24条）
- ⑪有機溶剤区分の掲示（有機則第25条）
- ⑫屋内作業での有機溶剤使用部への作業員以外の立入を表示にて知らせる。

掲示

以下の事項を作業中でも容易にわかるよう見やすい場所に掲示する。

- ＞作業主任者の氏名・職務の掲示（労働安全衛生規則第18条）
- ＞有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示（有機則第24条）
- ＞取り扱い有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）（第1種：赤、第2種：黄、第3種：青）



貯蔵および空容器の処理

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。
空容器は、当該容器を密閉するか、または当該容器を屋外の一定の場所に集積しなければなりません。



呼吸用保護具

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません（タンク等の内部での短時間の業務、有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部での業務については、送気マスクに限ります。）。
なお、有機ガス用防毒マスクは有効時間に注意が必要です。



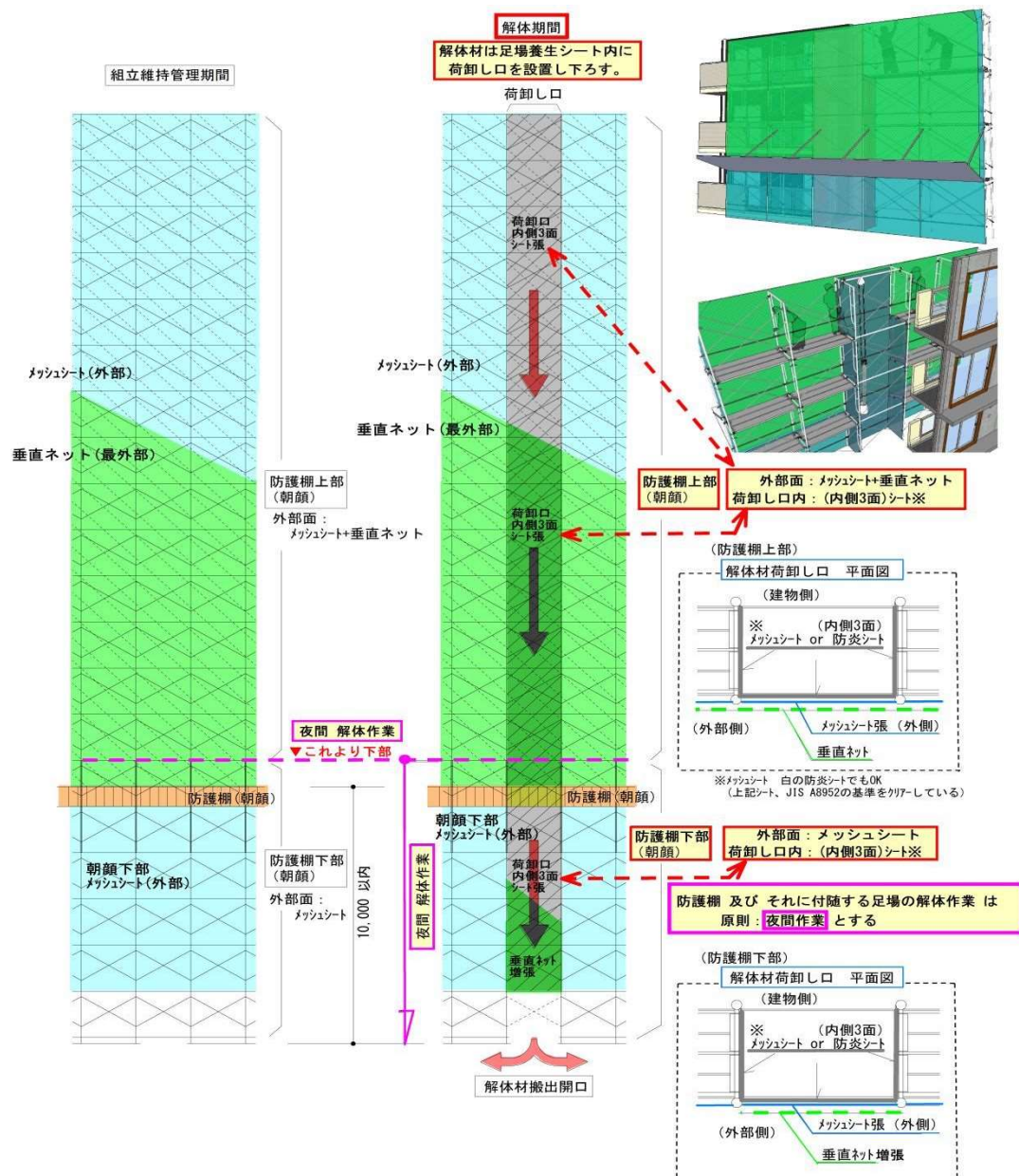
26 外部足場（防護棚）解体時荷下ろし降下口基準

木内建設 厳守事項 《建設敷地近接環境》

- ◆手おろし解体材は足場シート内に荷下ろし口を設置し荷下ろしする。
- ◆降下口内は、荷が目視できるように必要な照明設備を適所に設ける。
- ◆上部荷下ろし者と下部荷受け者は、号令合図を必ず実施し下部降下口内に立ち入らない。
- ◆枠組み降下口内は外部側と側面の3面に内貼りシートを設ける。
- ◆防護棚設置面はメッシュシート of 外部に垂直養生ネットを設ける。
- ◆防護棚は、施工前検討会にて想定の部位に設置するが解体作業は、原則夜間作業とする。

（所轄道路管理者、所轄警察署の指導確認）

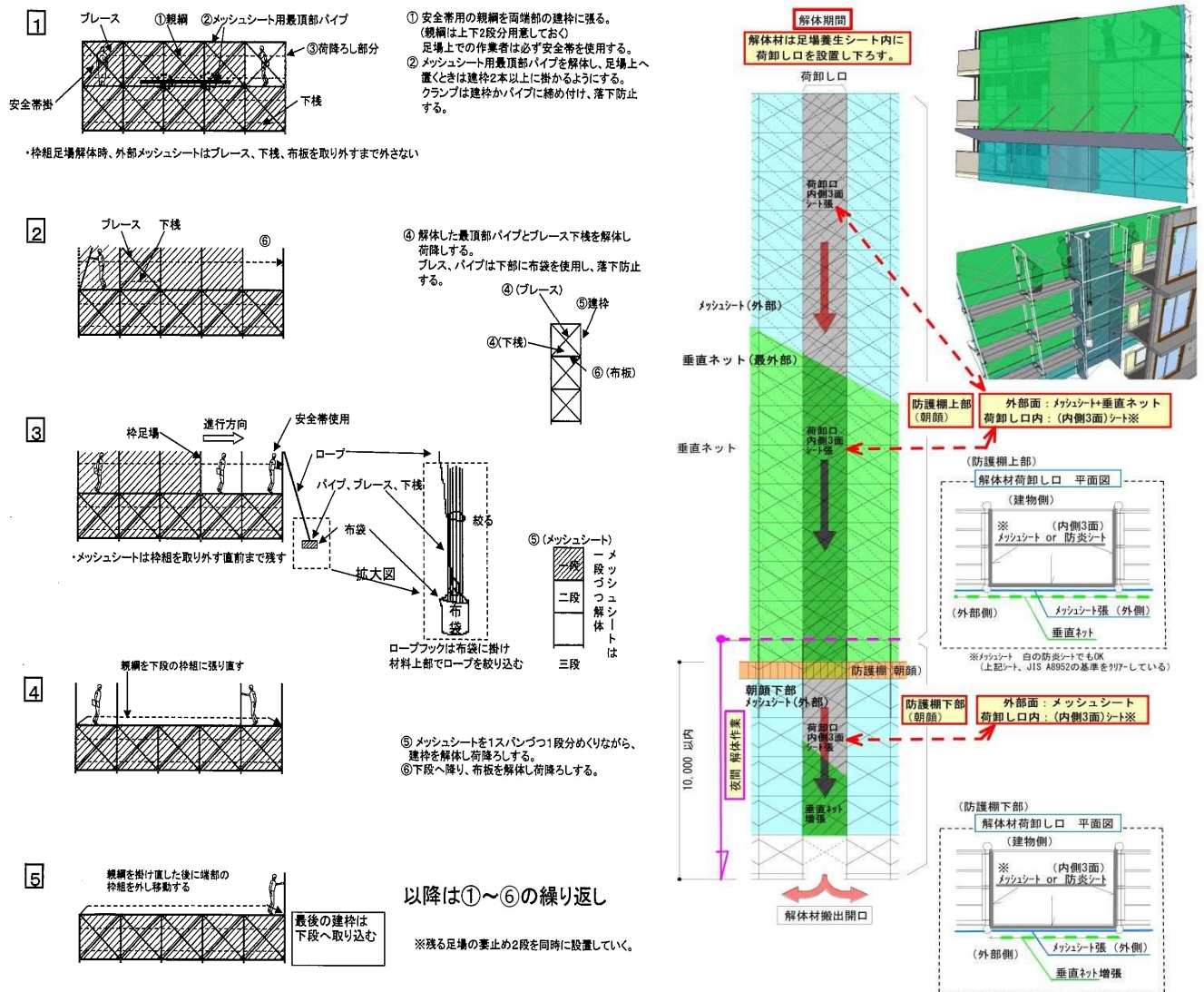
- ◆足場解体は通行人及び第三者車両誘導を十分考慮した警備員の配置を計画実施する。
- ◆足場解体直下では歩行者の誘導は道路反対側への誘導計画を基本とする。



27 足場解体基準

木内建設 厳守事項

1. 事前に打合わせを行った作業手順書通り施工する。(荷降し位置はSK会議で検討する。)
作業手順の中で狭小敷地は、足場内にて開口部を作り荷卸しを行う。
2. 職長を指導する監視人を配置する。
3. ブレース、パイプ、足場板類の荷卸し材の固定は布袋を使用し、上部を絞り結束する。
(布袋は底鉄板入りの物を使用する。小物類は底鉄板入り及び蓋付きの物を使用)
4. メッシュシートは内側にめくる
5. メッシュシート用最頂部パイプを解体し、足場上へ置く時は建柱2本以上に掛かるようにし、クランプは原則外さずに荷卸しを行い、ジョイントパイプは全て布袋に入れて荷卸しをする。
6. 荷卸しロープは上部に滑車を使用し、ロープは点検したロープを使用する。
7. 資材の手渡しは一声掛けを行う。
8. 腰道具は脱落防止の連結をする。
9. 外部足場解体時、外部メッシュシートはブレース、下棧、布板を取り外すまで残す。



※夜間作業については現場環境や行政指導の条件に寄る為「解体作業の日時はSK 会議・足場解体打合せで方針を決定する」

28 基礎工事昇降階段設置仕様基準

木内建設 厳守事項

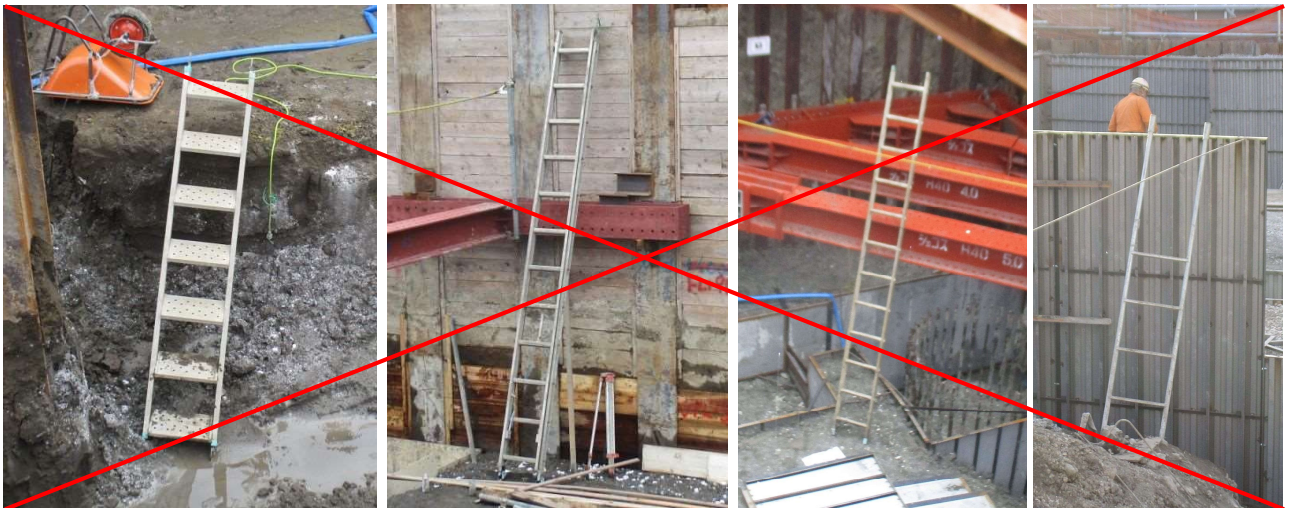
- ◆安全法令を遵守した、昇降設備の配置
- ◆タラップ梯子は、移動はしごの法令基準厳守の上、安全ブロックをはしご以外の強固な部位へ固定し併用する。
- ◆掘削深さ $3.0\text{m} \geq h$ は基本枠組み足場昇降設備に落下物養生ネット(シート)を設置する。

安衛則 526 条 昇降設備の設置

「高さ又は深さが 1.5m を超えるときは昇降設備を設置する」

安衛則 527 条 移動はしご

- ・全体の長さ 9m 以下
- ・滑り止め、結束固定等転位防止
- ・突出し 60cm 以上
- ・著しい損傷無し



昇降高さ $3.0 \geq h$ は枠組み足場昇降階段設置。但し設置スペースが無い又はやむえない状況の場合は、安全ブロック+昇降梯子設置とする。



29 パイプ馬吊上げ基準

木内建設 厳守事項

- ◆パイプ馬の吊りワイヤー直吊り禁止（飛来落下は第三者をも巻き込む恐れが高い）
- ◆鋼製パレットの種類によって吊上げ可能な物と吊上げ禁止（荷重崩壊防止）が有る。
- ◆各メーカーによる許容積載荷重と吊り下げ荷重が異なるため、メーカー確認の上使用する。

吊パレット

（神奈川センター在庫品） SPRT・SPRT-U

- 許容積載荷重 14.7kN(1500kg) 吊り上げ時 7.84kN(800kg)



- * 吊り上げ時は必ず4点吊とし、ワイヤーの角度は60度以下で吊り上げてください。
- * 上部吊り輪以外の箇所にフック等を掛けての吊り上げはしないで下さい。

品番	キャスター	幅 (mm)	奥行 (mm)	全高 (mm)	高さ (mm)	重量 (kg)
SPRT	有	1172	1015	978	690	113
SPRT-U	無	(1129)	(953)	897	690	103

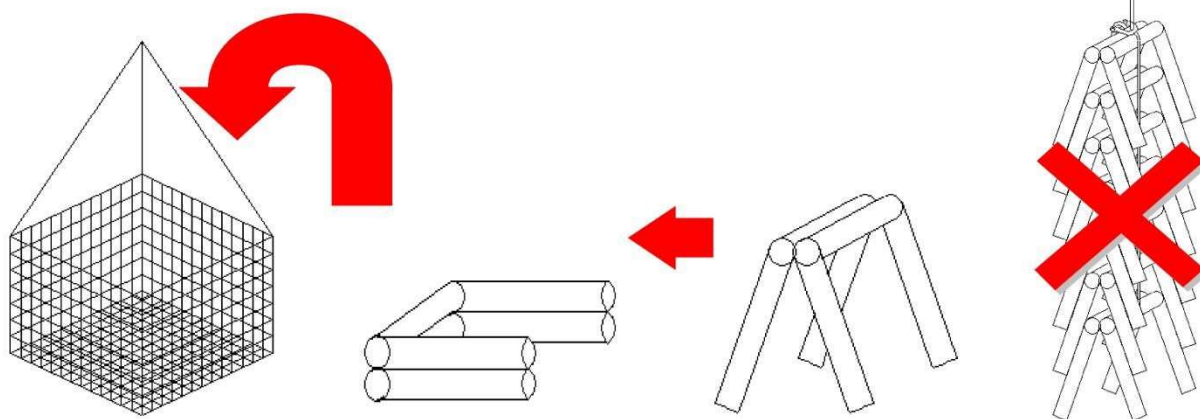
()内数字は内寸



折りたたみタイプ

パイプ馬

- ※パイプ馬は、クランプかごに平積みして荷揚げ・荷降ろしを行う。
重ねての吊り込みは禁止。



30 鋼製パレット吊下げ基準

木内建設 厳守事項

- ◆鋼製パレットの種類によって吊上げ可能な物と吊上げ禁止(荷重崩壊防止)が有る。
- ◆用途外使用は厳禁(崩壊による飛来落下は第三者をも巻き込む恐れが高い)
- ◆各メーカーによる許容積載荷重と吊り下げ荷重が異なるため、メーカー確認の上掲示する。

ナカキンリース(株)

パレット ✖ 吊れません RT

● 許容積載荷重 750kg



品番	寸法	寸法(mm)			質量(kg)
		全長	幅	高さ	
		800	1000	965	45

セフティパレット (キャスター付き) SPRT

● 許容積載荷重 750kg

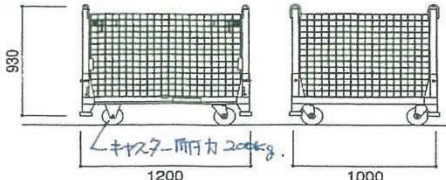


品番	寸法	寸法(mm)			質量(kg)
		全長	幅	高さ	
SPRT		1000	1200	850	100

(株)KKL

ハンガーメッシュパレット HMP

● 質量..... 78.0kg



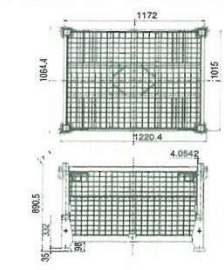
キャスター耐荷力 200kg

記号	W×L×H mm	最大積載量kg	質量 kg
HMP	1200×1000×930	800	78

底板は開閉しません。 ● 吊り荷重 800kg

SRGタカミヤ(株)

マルチパレット

(吊り上げ時) (閉じた状態時)

全長			
機材コード	機材名	質量(kg)	
MPS	マルチパレット	88.00	

■ 機材詳細へ参照してください。溶融亜鉛メッキ

機材コード	機材名	質量(kg)
MPS	マルチパレット	88.00

日本機材(株)

ハンガーラック



吊り荷重 800kg

品番 **HLACK**

積載荷重 **800 kg**

奥行×幅×高さ 1000×1200×890 mm

重量 103 kg

○ハンガーラックキャスター付も取扱いあります。

ラック ✖ 吊れません



品番 **LACK**

積載荷重 2.0 t

奥行×幅×高さ 1000×1200×890 mm

積載段数 4 段

重量 82.0 kg

31 ワンウェイフレコンバック使用基準（用途外使用の禁止）

JIS 規格において分類されるフレコンバックの種別				
	名 称	安全係数	説 明	判 定
	クロスシングル型	5	充填・排出を1回しか行わない事を前提と製造されるコンテナバッグ。修理して使用してはならない。	×

木内建設 厳守事項

[1] 産業廃棄物集積保管にフレコンバックを使用する場合の禁止事項

○業者及び物販による受入れのフレコンバック再利用の禁止

[2] 新しい購入品フレコンバックにおいても入れてはいけない物（木内建設首都圏ルール）

○コンクリート残コンを含むコンクリートガラ

○鉄筋使用材料及びその残材、H型鋼等切断残材を含む重量物

○山留矢板等の水分を多く含んだ木材

[3] その他の集積保管にフレコンバックを使用する場合

○業者及び物販による受入れのフレコンバック再利用による重量物禁止

○販売品購入はJ I S規格品を推奨（J I S登録認証書の取寄せ）

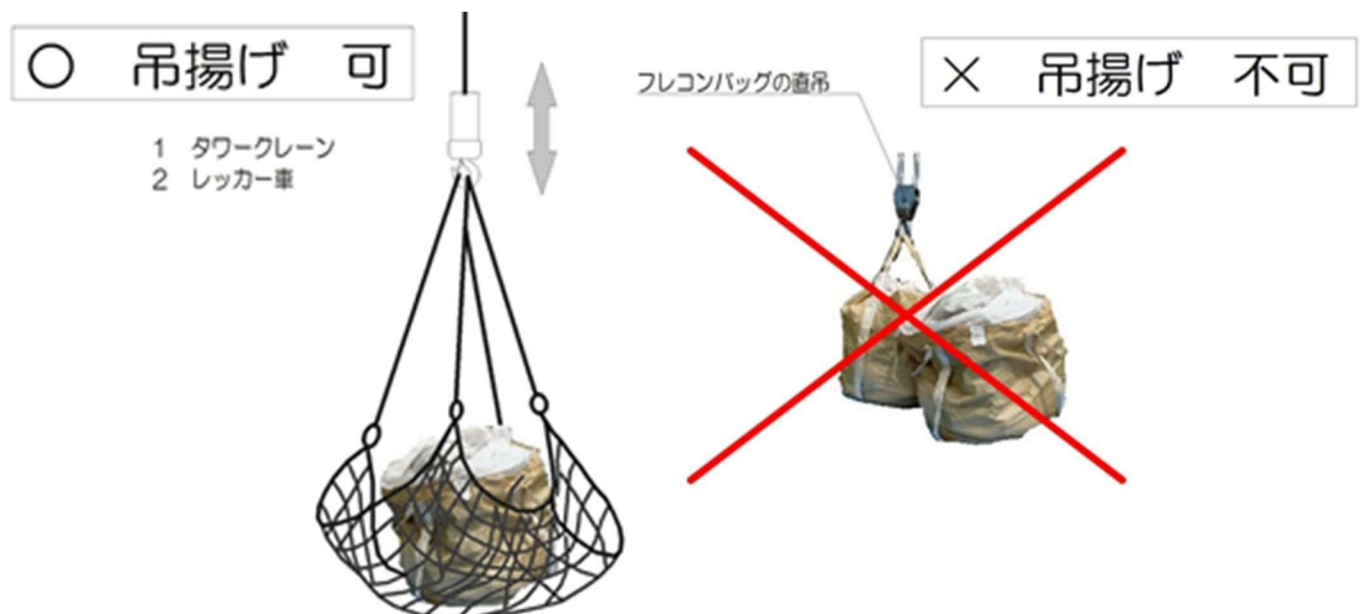
○商品の最大充填質量×0.8＝制限質量を超えない。

○吊りループ、本体表面の摩耗、切断及び引き、材料の軟化などの全ての損傷を徹底的に点検する。

○コンテナバックの現地修理の不可及び改造の不可

※ フレコンバックの使用は吊りループを両袖固定とし、片吊としない、また設置底部が平坦な地面等に接地し材料の品質低下を防止して使用する。

※ フレコンバック集積後の1吊上げに付いては、最低地切り吊り高さ（≒200mm以内）で吊上げワイヤーモックを使用し荷吊りとする。他一切の吊り治具との併用を行わない。



32 荷役作業計画・手順書（運搬業務）

木内建設 厳守事項

荷役作業担当者の職務

- ◆荷役作業担当者は、基本的には各業者の職長もしくは代理の者を作業所が任命する。
尚、クレーン作業を伴う場合は玉掛け有資格者の中から任命する。
- ◆荷役作業担当者は、荷役作業計画・手順書をよく理解し運転手に指導する、また運転手と共に荷役作業計画・手順書にサインをし記録に残す。
- ◆荷役作業担当者は、荷役作業に先立ち安全設備を確認する。
 - ① トラックを計画の位置に誘導し、車両の輪留めを設置させる。
 - ② トラックに荷台昇降設備を設置する。
 - ③ トラック荷台脇に手摺付き立馬を設置しゴムバンド、番線等で結束固定し作業床を設ける。
 - ④ 荷役作業の高さが2m以上の場合は親綱を張り安全帯を掛けられる設備を整える。
- ◆荷役作業担当者は、運転手一人に作業させない。また玉掛け作業は荷役作業担当者が行い運転手は補助とする。

（仮称）〇〇〇〇計画新築工事 荷役作業計画・手順書

木内建設株式会社東京支店

作成日

平成29年5月26日

入場前確認

- ・入場は職長と運転手との連絡入場とする。
入退場は職長他、作業員が立会誘導補助を行い、誘導員を含め2名以上で誘導とする。
- ・運転者は車輛窓は開けて、声及びホイッスルの合図が聞こえるようにする。
誘導は障害物の1.5m手前で一旦車輛を止める。

作業前確認

- ・保護帽（墜落落下防護用）、安全靴、安全帯等適切な不備のない保護具を着用すること。
半袖腕まくりは禁止。
- ・車輛を停車する際は必ず輪留めを実施すること。
- ・**運搬荷役業者**は作業所が任命した荷役担当者（クレーン作業時は玉掛け有資格者）とともに作業し、一人作業はしないこと。
- ・作業手順書を基に荷役作業場所、車輛停車位置を協議、決定してから作業を開始すること。
- ・作業範囲、区画を確認し、必要であれば立入禁止措置を講ずること。
- ・65歳以上の高齢者は2.0m以上の作業は行わないこと。
- ・荷台への昇降は適正な昇降設備を設置し、昇降を実施すること。
- ・荷台上での作業をする場合は巾450mm以上の適正な作業床を設ける。荷台上に作業床が無い場合車輛脇に手摺付き立馬を設置し、結束固定された作業床があることを確認すること。
- ・高さが2m以上で作業床のない場所で作業を行う場合、安全帯を取付できる設備があることを確認し安全帯を使用すること。

玉掛け作業前確認

- ・玉掛け、クレーン等資格が必要な作業は有資格者が行うこと。（資格証携帯）
- ・玉掛け作業前にワイヤーの始業前点検を実施すること。ナイロンスリングは原則禁止。
- ・ユニック作業がある場合はアウトリガーの張出し、接地面の確認を必ず実施すること。
- ・吊上げの際は吊荷の地切り確認後、吊荷の直下に入らないこと。（3.3.3運動実施）
- ・吊荷への介錯ロープの取付を必ず行うこと。（長さ3m以上の吊荷は両端に介錯ロープを2本取付）

作業内容確認！荷役作業員全員で確認のこと ※手書き記入

作業内容		
資格作業	あり	なし
ありの場合資格名	玉掛け	クレーン
作業区画	必要	不要
作業高さ	2m以上	2m未満
作業床取付	可	不可
不可の場合安全帯を取付できる設備	あり	なし

作業所説明図 添付

※作業床がなく安全帯の取付の不可な環境時は荷役作業禁止

作業所	荷役作業担当者	荷役業者（運転者）
年 月 日	年 月 日	年 月 日

※作業手順確認しましたら、サインをお願いします。

33 LSE昇降路ゲート設置基準

木内建設 厳守事項

- ◆ [境界に沿って搬器を設置しゲートが仮囲いを兼用する場合]

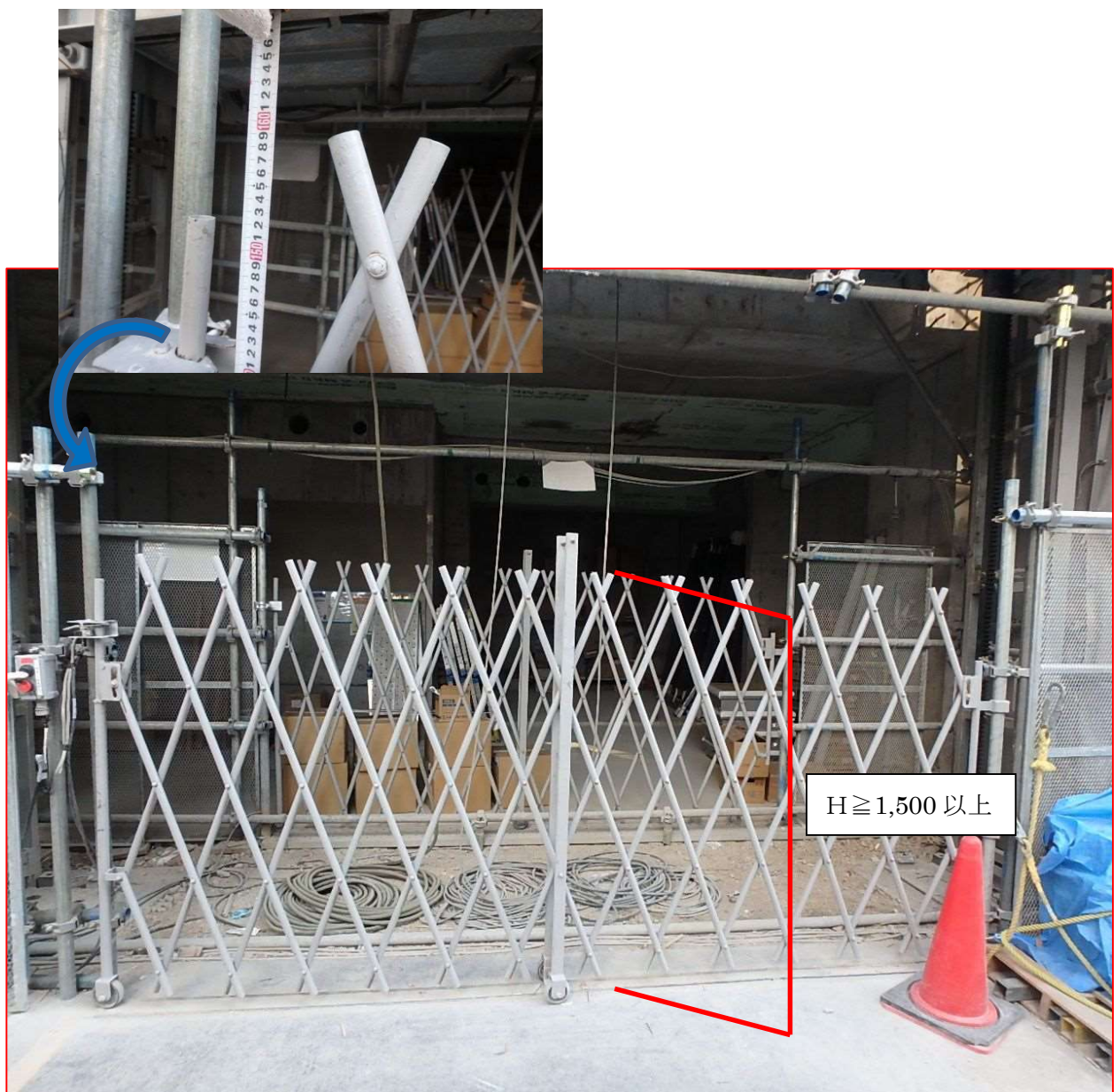
第三者の手潜り防止対策措置として、1,800 mm以上のパネルゲートに巾木取付仕様で設置

- ◆ [構内で搬器を設置する場合]

安易に昇降路に手を出せない区画とする為、高さ1,500以上のジャバラゲート設置とする。

※LSE昇降路は基本壁又は囲いが設けられていること

(厚生労働大臣が定める規格=エレベーター構造規格 第5節 昇降路等 第16条1項の1)



34 社旗・安全衛生旗の掲揚方法について

社旗・安全衛生旗の掲揚方法を原則として下記の通り定めます。

木内建設安全厳守事項『社旗・安全衛生旗の掲揚方法』

◆ 設置基準

- ①設置場所は、外部から見てゲートの右側とする
- ②旗の順番は、ゲートから安全衛生旗 社旗の順とする
- ③各旗は、上部の旗キャッチャーを取付け固定する
- ④旗以外の仕様（パネル・メッシュ等）も認める

※敷地形状や総合仮設計画上でゲート右側にスペースが無い場合はこの限りではないが、ゲートの左掲揚となった場合、ゲート側から安全衛生旗 社旗の順とする



◆小工事などで旗ポール1本の場合（右図）

- ①上部に安全衛生旗
- ②下部に社旗
- ③各旗は上部に旗キャッチャーを取付け固定する

（旗の降納について）

- ・連続して（基本5日）作業が無い場合・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休みなどは、各旗を降納すること
- ・台風などの強風が予想される場合も同様とする



35 搬出入ゲート振れ止めワイヤーの見える化

木内建設 厳守事項

- ◆搬出入ゲートの振れ止めワイヤーは、人の通行に考慮してワイヤーを識別しやすく色付き被服識別ワイヤーや色付きテープ巻き等による見える化を行う。
また出入りの敷鉄板及び走行路地盤に合わせて目立つ塗装色等にて注意喚起表示を合わせて実施する。



36 有資格者の見える化 掲示基準

木内建設 厳守事項

◆有資格者の見える化掲示により適切な法令遵守を目指す。

○各工種作業主任者	資格：免許
○コンクリート破砕器作業主任者	資格：技能講習
○地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	資格：技能講習
○型枠支保工組立て等作業主任者	資格：技能講習
○足場組立て等作業主任者	資格：技能講習
○建築物の鉄骨の組立て等作業主任者	資格：技能講習
○コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	資格：技能講習
○特定化学物質作業主任者	資格：技能講習
○酸素欠乏危険作業主任者(第1種)	資格：技能講習
酸素欠乏危険作業主任者(第2種)	資格：技能講習
○有機溶剤作業主任者	資格：技能講習
○石綿作業主任者	資格：技能講習

型枠支保工の組立て等 作業主任者の職務

酸素欠乏危険 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないよう、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があったときに作業を行う場所の空气中的酸素の濃度を測定すること。
3. 測定機器、換気装置、空気呼吸器等、その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
4. 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

(正) ○○ ○○ (副) ○○ ○○

顔写真

技能講習
修了証写し

顔写真

技能講習
修了証写し

1. 作業のやり方をきめ、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無と器具・工具を点検し不良品を取り除くこと。
3. 安全帯・保護帽の使用状況を監視すること。

(正) ○○ ○○ (副) ○○ ○○

顔写真

技能講習
修了証写し

顔写真

技能講習
修了証写し

37 二丁掛安全帯の使用義務作業

全国的に高所からの墜落災害が増加傾向にあり、墜落災害は最も重篤・重大災害につながる災害の一つであり、当社でもその防止対策は重点実施項目であると言えます。

高所作業を行う上で、二丁掛墜落防止制止用器具(フルハーネス型・胴巻き型)の使用を義務付ける作業を**木内建設安全厳守事項**として定め墜落災害防止を図ることとします。

木内建設 厳守事項 『墜落制止用器具安全帯は命綱』

◆ 下記作業において二丁掛安全帯の使用を義務付ける。(作業床が設置が困難な場合)

指 定 作 業	協力業者	木内建設職員
①足場の組立・解体	薦工	工事担当
②鉄骨建方	建方薦工 仮設薦工 鉄骨本締工 鉄骨溶接工 デッキ工 墨出工	工事担当
③山留め・構台の組立・解体	薦工	工事担当
④タワークレーン・仮設エレベーター等の組立・解体	薦工	工事担当 指導員
⑤立体駐車場、本設エレベーター等の組立・解体	作業員	工事担当
⑥その他 作業床設置が困難等の理由により作業所長が定めた作業	作業員	工事担当

◆ 二丁掛安全帯は、メーカーの使用基準に基づき着用する。

※推奨はハーネス型安全帯

■二丁掛胴巻き型墜落静止用器具 (例)

■フルハーネス型墜落静止用器具は命綱



梁から梁へと乗り移る際、親綱から親綱へ安全帯を掛けかえる必要が生じますが、安全帯を掛けかえるその瞬間はどこにも掛かっていない状態で動作しているため、そこに落とし穴があります。

注意



カラビナ

一本吊り用安全帯に補助ランヤード(ロープ)を取付ける場合、専用金具を用いる事。

強度不足となる簡易金具(カラビナ等)に取り付けて使用することは**絶対禁止!!**

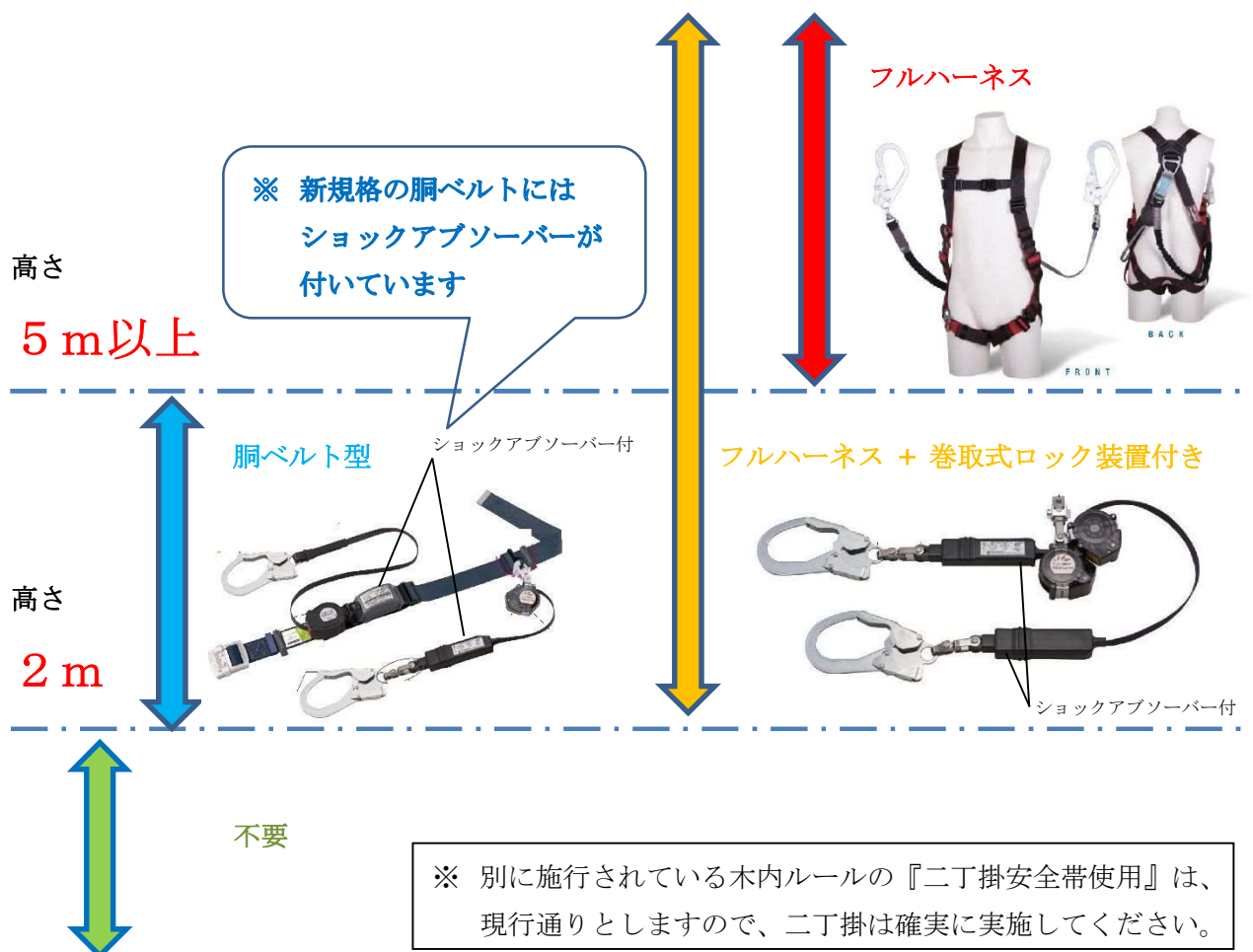
38 墜落制止用器具の選定ルール

2022年1月2日から旧規格のフルハーネスを含む安全帯は全て使用禁止となり、高さ2m以上の作業床の無い場所で作業する場合は、原則新規格のフルハーネス型の『墜落制止用器具』を使用しなければなりません。一部6.75m以下の場合には新規格型の胴ベルト型でも良いとされています。

※フルハーネス型 墜落制止用器具を着用する場合には、特別教育を受講する必要があります。

木内建設 厳守事項・・・墜落時の衝撃やランヤードの伸び等による安全性を考慮し、以下の通り使用基準を定める。

- ① 5m以上（枠組み足場3段相当）で、作業床の無い場所で作業する場合は、新規格のフルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。
- ② 2m以上5m未満で作業床の無い場所で作業する場合は、新規格の胴ベルト型 又は、フルハーネス型の巻取り式ロック装置付きランヤードを使用すること。



39 [枠組足場]足場からの墜落・落下対策と点検の実施

令和5年10月の労働安全衛生規則（足場等関係）施行により、足場からの墜落防止措置等の充実と足場の安全点検等の充実が図られました。この施行に伴い、**木内建設厳守事項**として定め、法令遵守と事故防止に努めると共に関係者への周知徹底を図りたいと思います。

木内建設 厳守事項

①[枠組足場の場合]足場からの墜落・物体の落下防止措置

- ◆ 足場外側には『交さ筋かい』+『下さん』+『メッシュシート』を設置する。

※メッシュシートとは・・・仮設工業会認定品（防災1類）に限定する

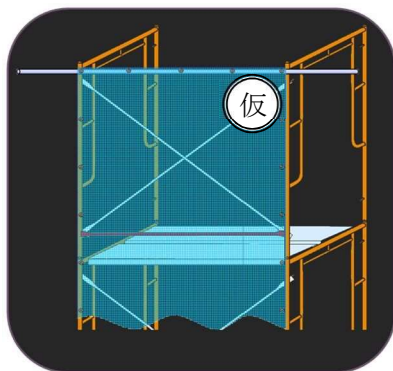
- ◆ 足場内側には『交さ筋かい』+『幅木』または、『交さ筋かい』+『下さん』+『防網』を設置する。

②足場の安全点検

- ◆ 足場を使用する全ての協力業者による『その日の作業開始前点検』を実施する。
- ◆ 元請と足場の組立て等作業主任者（下請）による『悪天候・地震または足場組立て等の後の点検』を実施する。

◆足場外側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
交さ筋かい +下さん	メッシュシート



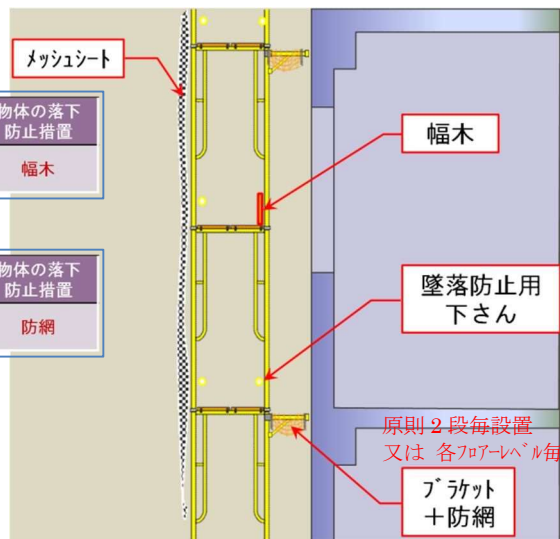
- 足場外面にメッシュシート以外（グリーンネット等）を張る場合は、高さ10cm以上の幅木が必要となる。

◆足場内側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
交さ筋かい +幅木	幅木

又は

墜落防止措置	物体の落下防止措置
交さ筋かい +下さん	防網



◆作業開始前の足場点検（使用者）

KYCH・リスクアセスメント活動表

（国力業表）

作業場所 作業日 年 月 日

1. 作業内容

2. 作業開始前の点検（リスクの見極め）

3. 作業開始後の点検（リスクの見極め）

4. 作業終了後の点検（リスクの見極め）

5. 作業終了後の点検（リスクの見極め）

記入箇所

◆悪天候・地震または足場組立て等の後の点検

（管理者・作業主任者）



管理者（元請）



作業主任者（下請）

足場等の点検チェックリスト

点検項目

点検結果

点検者

点検日

KIUCHI

40 ロングジャッキベースは使用禁止

ロングジャッキベースについては以前より足場への使用はできない旨説明していましたが、周知徹底が不十分のためか依然として足場でのロングジャッキベースの使用が見られます。

ロングジャッキベースの使用禁止について再度、**木内建設安全厳守事項**で徹底を図ることとしました。

木内建設 厳守事項

◆足場でのロングジャッキベースの使用は出来ません。

※安易に高さ調整の為にロングジャッキベースは使用せず、整地やその他の方法にて、高さをあらかじめ、調整して下さい。

(鋼管足場用の部材及び付属金具の規格) 鋼管足場用の部材及び付属金具の規格第 74 条 (厚生労働省告示)

第 2 節 ジャッキ型ベース金具 (鋼管足場用の部材規格)

第 7 4 条 ジャッキ型ベース金具は、ねじ棒、台板及び調節ナットを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 使用高 (台板の下端から調節ナットの上端までの高さをいう。) を最大にした場合において、その使用高が 3 5 0 ミリメートル以下であること。

ねじ管式ジャッキ型ベース金具

ジャッキ型ベース金具(ロングジャッキ)は**足場部材規格外**のものであるため**足場への使用はできません**。

その他支保工や振れ止め等への使用は可能です。(足場使用は使用高 350mm以下としての使用も不可です)

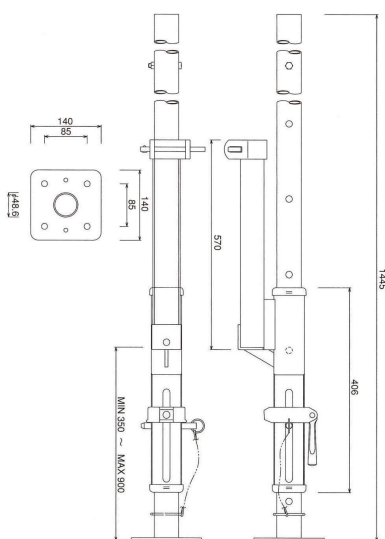


【ロングジャッキベース】

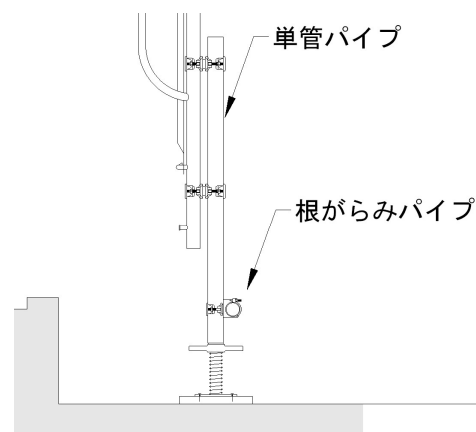
【 脚部延長の例 】

ジャッキサポート

クランプ強度 350kg 程度 要注意



【 ジャッキサポートで脚部延長補強 】



【 単管・クランプ延長 】

41 SDS(化学物質等安全データシート)の周知徹底

SDS : Safety Data Sheet

2023年3月24日の労働安全衛生法の改正施行により、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物等を譲渡・提供する際に、化学物質等の情報を、表示・文書交付により相手方に知らせ、職場における化学物質管理を促進し、化学物質等による労働災害を防止する制度が施行されています。

SDSの取り扱いについて**木内建設厳守事項**として定め、再度周知することとしました。

木内建設 厳守事項

◆SDS(化学物質等安全データシート)の取り扱いについて

① SDS(化学物質等安全データシート)の入手

有機溶剤などの対象化学物質(健康障害を生ずる恐れがあるもの、爆発性、発火性のあるものなど)が作業所に搬入される場合は、SDSの提出を納入業者に依頼する。

② SDS(化学物質等安全データシート)の周知徹底

下記のいずれかの方策をとる。

- ・ SDSファイルを作成し現場事務所にて管理し、作業に合わせ朝礼・調整会等で作業員に周知する。
- ・ 作業所の見やすい場所(休憩所または作業場所)に常時掲示する。

■法改正の背景

現場で使用する建設資材の中で何が危険・有害な物質なのか、どんな危険・害があるのかを実際に使用する作業員が知らないケースがあり、こうした認識不足による労働災害を防止するため、表示や文書により作業員に周知する必要があることが背景に挙げられる。

■SDS対象化学物質とは

対象物質には、ラベル表示・SDS交付義務対象物質が896物質指定されています。建設資材の中では特に接着剤・塗料・防水材・有機溶剤・剥離剤・タイル洗い用希塩酸・鉄筋接手充填剤(グラウト)等に含まれます。これらを作業所内に搬入する場合には、納入業者、使用業者に事前に確認し、対象物質のSDSを入手して下さい。

■SDS周知方法

- ① SDSファイルの作成、朝礼・調整会等での周知
- ② 休憩所、作業場所への常時掲示
(SDSまたは表示ラベル)

■SDS掲示例

休憩所に掲示



対象製品：ボンドG2002

対象物質の検索、掲示用の表示ラベルの作成例は『安全衛生情報センター』HPを参照して下さい。
<http://www.jaish.gr.jp>

42 プラントU管接続部ホース飛散防止養生

木内建設 厳守事項

- ◆ベントリーシステムプラントへのベントナイト循環水U管とサニーホース接続部は摩耗損傷による飛散事故に備え、仕口上より養生シートにて保護する。
- また、U管とサニーホースの接続はソケット継手にて締め込み抜け止めに配慮すると共に番線による締め込みは技量によるところが多きい為 **禁止**とします。



更に養生

継手部の養生
重ねシート

43 高年齢者はヘルメットに高年齢者マークを貼り識別

高年齢者（65歳以上）の事故・災害が増えております。（年齢制限は自社基準）

高年齢労働者の技術・知識を生かす職務への配置などに配慮し、高年齢作業員の災害防止をはかり、安全な状態で作業を保守する為に**木内建設 厳守事項**を定めるものである。

木内建設 厳守事項

- ◆高年齢者を識別するために、ヘルメットに識別シールを貼る。
- ◆新規入場時に高年齢者確認を行い、識別シールを配布する。
- ◆シールを張ることにより、本人に高年齢者である自覚を促し又、廻りの作業員にも注視しながら助け合う義務を周知させる。

※職員・職長は下記事項の作業を高年齢者に行わせる時は、適正な配置を行い事故防止に努める。

【高年齢労働者の配置に配慮を必要とする作業】《安全の指標より》

- ・墜落、転落のおそれのある高所での作業。
- ・転倒のおそれのある作業。
- ・急激な動作を必要とする作業。
- ・不自由な作業姿勢（中腰作業・上向き作業等）を長時間必要とする作業。
- ・低い照度下で視覚を要求される作業。
- ・複雑な作業。
- ・特に動作の速さと正確さを要求される作業。
- ・繊細なものの職別能力が必要とされる作業。
- ・時間に追われる作業。
- ・低い照度下で視覚を要求される作業はさせない。

※実施例



65歳以上の作業員はヘルメットにもみじマークを貼り識別しましょう！

（自社基準）



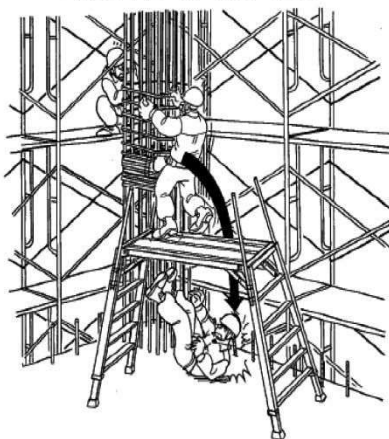
44 可搬式作業台(立ち馬)・脚立足場の安全基準

木内建設 厳守事項

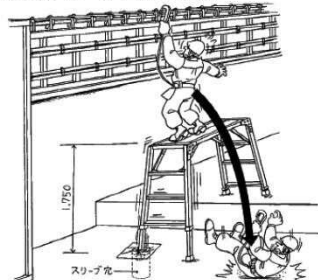
- ◆脚立・立馬・可搬式作業台の単独足場 7 尺 (2.1m) 以上の使用は禁止する。(安衛則第 518 条)
- ◆可搬式作業台・脚立足場を設置する床は平であることを徹底する。
- ◆昇降時は荷物を持たず、足場の方を向いて昇降する。
- ◆脚立足場の跳ね出し部、立ち馬の両端 300 mm 程度の位置は作業禁止とする
- ◆可搬式作業台の作業床高さは 2m 未満を基準としそれ以上はローリング足場での検討
の他、仮設工業会認定品の転倒防止設置製品は作業所長の使用許可により使用を可とする。
※安衛法上でのセーフティガード及びアウトリガー設置義務の規制は無いため、仮設工業会
認定基準を厳守する。
- ◆足場からの乗り出し作業は禁止とする。
- ◆脚立足場・可搬式作業台に足場板を渡す足場は足場組立解体作業主任者資格を有する作業
者で組立を行う。

死亡災害の4割を占める「墜落災害」をなくそう

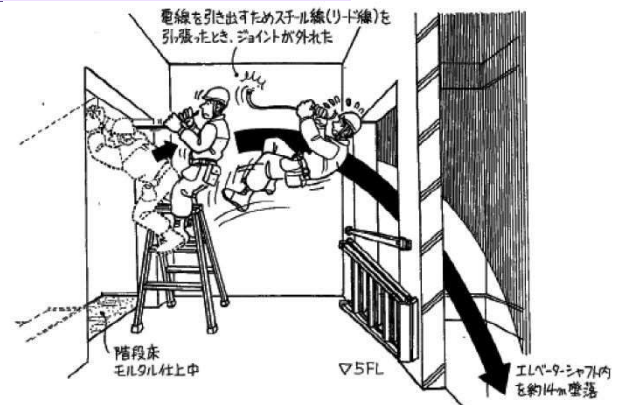
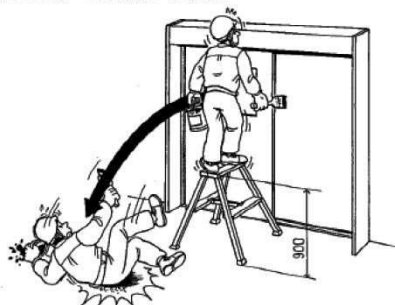
可搬式作業台から転落し、差し筋が頭部に刺さる



作業台の脚部が床スリップに落ちて転落



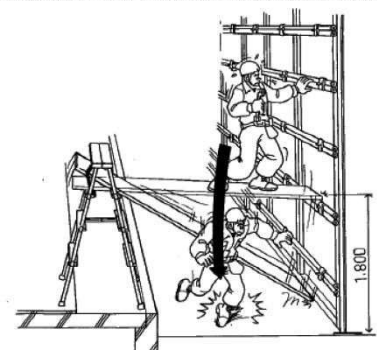
3 尺脚立 (90cm) の天板から転落



脚立足場で作業中に片方の脚立が倒れて転落



脚立と型枠の横ばたパイプに渡した足場板が外れて転落



45 外部足場使用前の点検リスト揭示用

木内建設 厳守事項

事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)

◇ つり足場以外の足場で作業を行うときは、作業を開始する前及び労働安全衛生法に規定の悪天候(強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震)や足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に足場の状態を点検し異常を認めたときは直ちに補修すること。

悪天候(労働安全衛生法 第20条 労働安全衛生規則 第567条)参照

◇2015年7月の法改正により足場の組立・解体・変更等の作業に関わる人は

「足場の組立等作業従事者特別教育」の取得が必要です。

点検を行ったときは、点検結果等を記録し足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間保存することとされました。

墜落、落下防止設備の点検			点 検 写 真 例			
部位	点検項目	確認	①	②	③	④
部 材	① 建枠材の曲り、変形、さびはないか					
	② 布板材のへこみ、曲り、変形、さびはないか					
	③ 横棧、巾木の曲り、変形、さびはないか					
		○ 建枠の変形無く、良好な状態	○ 布床材の変形無く、良好な状態	○ 筋かい等の変形無く、良好な状態		
建 枠 壁つなぎ	① 建枠のジョイントピンが外れている箇所はないか					
	② 建枠の上に残材が放置されていないか					
	③ 壁つなぎの取外し、欠落箇所はないか					
	④ 壁つなぎ材が足場通路に飛び出していないか	○ ジョイントピンの良好な設置状況	× 建枠上に残材が放置されている	○ 壁つなぎが良好に設置された状態	× 壁つなぎ材が通路に飛び出した状態	
布 板	① 布板の取外し、欠落箇所はないか					
	② 布板は水平か、固定されているか					
	③ 布板間の隙間は3cm以内となる様躯体側に寄せ押さえクランプ又は番線にて固定しているか					
	④ 資材、工具の放置はないか、清掃されているか	× 通路上の布板が外された状態	× 連続した布板が固定されていない状態	× 布板間が3cm以上となっている状態	× 布板上に資材が放置された状態	
手 摺	① 横棧・下棧の脱落箇所はないか					
	② 交さ筋かいのピンは完全にロックされているか					
	③ 下さんの取外し、脱落箇所はないか					
		× 上部横棧が外された状態	× 上部横棧の打込み不足の状態(浮き)	× 上下の棧が外れた状態		
墜 落 防 護	① 妻面に手すり、中さん等があるか(2段)					
	② 水平ネットは設置され、確実に固定されているか					
	③ 水平ネットにたるみ、まくれはないか					
	④ 水平ネット上にゴミ等が落ちていないか	○ 妻面に手摺2段設置された状態	○ 水平ネットの確実な設置状況	× 水平ネットがたるんだ状態	× 水平ネットにゴミ等が落ちている状態	
階 段	① 昇降階段の手すりは2段となっているか					
	② 昇降階段の周囲の手すりが設置されているか					
	③ 建物への渡り設備は設置されているか					
	④ 昇降設備の角度は良いか	○ 昇降階段の2段手摺設置状況	○ 昇降階段周りの手摺設置状況	○ 渡り設備設置状況	○ 昇降設備最下段の良好な角度調整	
落 下 防 止	① 足場内側に巾木は設置されているか					
	② 巾木は確実に固定され、隙間はないか					
	③ 内巾木又は層間ネットが適正に設置されているか					
	④ 水平ネットの破損、脱落はないか	○ 足場内側の良好な巾木設置状況	× 巾木の一部に隙間がある状態	× シートに隙間が来ている状態	× 水平ネットがたぐられた状態	

46 防じんマスクの着用の徹底

監督署の臨検時にて、防じんマスクの着用について厳しい指導がありました。防じんマスクは、空気中に浮遊する粉じんの吸入により生じるじん肺等の疾病を予防するために使用されるものです。木内建設で働く労働者の身を守るために、**木内建設 厳守事項**として防じんマスクの着用を定めることとしました。

木内建設 厳守事項

- ◆ 粉じんが発生する作業には防じんマスクを着用する。
解体作業, 研り作業, 研削作業, 砥石を使用した金属カッターによる金属の切断作業, アーク溶接（煙は鉄の粉じん）作業, 石綿除去作業等
- ◆ 防じんマスクは、国家検定合格品であることを確認し、作業用途に適したものを着用する。
- ◆ 労働者が所持していない場合に備え、使い捨て式防じんマスクを現場に備えつけておく。

○ 労働安全衛生法第 22 条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

○ 粉じん障害防止規則第 27 条

事業者は、粉じん作業に労働者を従事させる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

※それぞれの作業に応じて、それぞれの性能以上の物を使用する。

区分 \ 作業内容		解体・研り 研削・金属切断	アーク溶接	石綿除去
区分	DS 2 粒子捕集効率 95%以上 作業所備品	○	◎	×
	RL 粒子捕集効率 80～99.9%以上 解体工事時使用 推奨品	△	△	◎ 石綿除去レベルに あった種類のもの を着用

◎：推奨 ○：使用可 △：使用可だがあまり適さない ×：使用不可